

令和元年

老岐市議会定例会 1 2 月会議議案

(令和元年 1 2 月 4 日提出分)

令和元年壱岐市議会定例会 12月会議議案

- 議案第31号 壱岐市長及び教育長の給与の特例に関する条例の制定について
- 議案第32号 壱岐市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 議案第33号 壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 議案第34号 壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第35号 壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 議案第36号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第37号 壱岐市水道事業職員の給与に関する条例の制定について
- 議案第38号 壱岐市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 議案第39号 壱岐市種苗生産施設条例の一部改正について
- 議案第40号 壱岐市国民宿舎条例の一部改正について
- 議案第41号 公の施設の指定管理者の指定について（壱岐出合いの村）
- 議案第42号 公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市猿岩物産館）
- 議案第43号 公の施設の指定管理者の指定について（壱岐風民の郷）
- 議案第44号 公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市営印通寺共同店舗）
- 議案第45号 公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市国民宿舎壱岐島荘）
- 議案第46号 第3次壱岐市総合計画の策定について
- 議案第47号 消防ポンプ自動車購入契約の変更について
- 議案第48号 令和元年度壱岐市一般会計補正予算（第6号）

議案第 49 号 令和元年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 50 号 令和元年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 51 号 令和元年度壱岐市水道事業会計補正予算（第 2 号）

議案第31号

壱岐市長及び教育長の給与の特例に関する条例の制定について

壱岐市長及び教育長の給与の特例に関する条例を別紙のとおり定める。

令和元年12月4日提出

壱岐市長 白川博一

(提案理由)

壱岐市立芦辺中学校校舎改築及び改修事業における完成の遅延に伴い、発注者としての行政責任、また教育委員会事務局を統括する立場にある教育長の責任を明確にするため、市長及び教育長の給料を1か月間10分の1減額するものである。

壱岐市長及び教育長の給与の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例（平成16年壱岐市条例第38号。以下「市長等給与条例」という。）に規定する市長及び教育長の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(市長及び教育長の給料月額の特例)

第2条 市長及び教育長の給料の額は、令和2年1月に係るものに関し、市長等給与条例第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額から当該額に10分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年1月1日から施行する。

(壱岐市長等の給与の特例に関する条例の廃止)

2 壱岐市長等の給与の特例に関する条例（平成28年壱岐市条例第1号）は、廃止する。

議案第32号

壱岐市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

壱岐市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を別紙のとおり定める。

令和元年12月4日提出

壱岐市長 白川博一

(提案理由)

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償について制定するものである。

壱岐市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 フルタイム会計年度任用職員の給与（第4条—第17条）

第3章 パートタイム会計年度任用職員の給与（第18条—第26条）

第4章 パートタイム会計年度任用職員の費用弁償（第27条・第28条）

第5章 雑則（第29条—第31条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び第204条第3項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) フルタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員をいう。
- (2) パートタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。

（会計年度任用職員の給与）

第3条 この条例において給与とは、フルタイム会計年度任用職員にあつては、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び特殊勤務手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあつては、報酬及び期末手当をいう。

2 給与は、他の条例に規定する場合を除くほか、現金で支払わなければならない。ただし、会計年度任用職員からの申出があつたときは、口座振替の方

法により支払うことができる。

3 公務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

第2章 フルタイム会計年度任用職員の給与

(給料)

第4条 フルタイム会計年度任用職員の給料については、壱岐市職員の給与に関する条例（平成16年壱岐市条例第41号。以下「給与条例」という。）

第4条第1項の規定（同項第3号及び第4号ウの規定を除く。）を準用する。

(職務の級)

第5条 フルタイム会計年度任用職員の職務は、その職種ごとに、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを前条において準用する給与条例第4条第1項第1号、第2号並びに第4号ア及びイに規定する給料表（以下「給料表」という。）に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表に定める等級別基準職務表によるものとする。

2 フルタイム会計年度任用職員の職務の級は、前項の等級別基準職務表に従い任命権者（法第6条第1項に規定する任命権者（同条第2項の規定による委任を受けた者を含む。）をいう。第14条第2項を除き、以下同じ。）が決定する。

(号給)

第6条 新たに給料表の適用を受けるフルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、規則で定める基準に従い任命権者が決定する。

(給料の支給)

第7条 フルタイム会計年度任用職員の給料の支給については、給与条例第6条及び第7条の規定を準用する。この場合において、同条第4項中「職員勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と読み替えるものとする。

(地域手当)

第8条 フルタイム会計年度任用職員の地域手当の支給については、規則で定める。

(通勤手当)

第9条 フルタイム会計年度任用職員の通勤手当の支給については、給与条例第15条の規定を準用する。

(時間外勤務手当)

第10条 フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当の支給については、給与条例第22条第1項、第3項及び第4項の規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第22条第1項	正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員	当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下この条において「正規の勤務時間」という。)外に勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員
第22条第3項	職員勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ同条例第3条第2項又は第4条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間	当該フルタイム会計年度任用職員についてあらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間
第22条第4項	職員勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日	当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日
	職員勤務時間条例第5条の規定により割振り変更前の正規の勤務時間	割振り変更前の正規の勤務時間

(夜間勤務手当)

第11条 フルタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当の支給については、給与条例第24条の規定を準用する。この場合において、同条中「正規の勤務時間」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間」と読み替えるものとする。

(宿日直手当)

第12条 フルタイム会計年度任用職員の宿日直手当の支給については、給与条例第28条第1項の規定を準用する。

- 2 前項において準用する給与条例第28条第1項の勤務は、第10条において準用する給与条例第22条及び前条において準用する給与条例第24条の勤務には含まれないものとする。

(端数処理)

第13条 第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額並びに第10条において準用する給与条例第22条及び第11条において準用する給与条例第24条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当及び夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(期末手当)

第14条 任期が6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員の期末手当の支給については、給与条例第30条から第32条までの規定を準用する。

- 2 任期が6箇月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が6箇月以上に至ったとき（任命権者（法第6条第1項に規定する任命権者をいう。）を同じくする場合に限る。次項並びに第23条第2項及び第3項において同じ。）は、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期が6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。
- 3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6箇月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が6箇月以上に至ったときは、第1項の任期が6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

(特殊勤務手当)

第15条 フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、手当の額及びその支給方法は、壱岐市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成16年壱岐市条例第42号。以下「特殊勤務手当条例」という。)の定めるところによる。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第16条 第10条において準用する給与条例第22条及び第11条において準用する給与条例第24条並びに次条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じた時間数から7時間45分に19を乗じた時間数を減じたもので除して得た額とする。

(給与の減額)

第17条 フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)による休日(以下「祝日法による休日」という。)(代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。)又は12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。)(代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。)である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

第3章 パートタイム会計年度任用職員の給与

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第18条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成16年壱岐市条例第30号。以下「職員勤務時間条例」という。)第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(100円未満の端数が

あるときは、その端数を切り捨てた額) とする。

- 2 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を21で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) とする。
- 3 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を162.75で除して得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) とする。
- 4 前3項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第4条から第6条までの規定を適用して得た額に、給与条例の例により計算して得た地域手当の月額を加算した額とする。

(時間外勤務に係る報酬)

第19条 当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、時間外勤務に係る報酬を支給する。

- 2 前項に規定する時間外勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、第25条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額とする。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間以外の時間にしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、同項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの

間である場合は、100分の125) を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 前2項の規定にかかわらず、週休日の振替により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第25条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

4 次に掲げる時間の合計が1箇月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前3項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第25条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

(1) 第1項の勤務の時間 100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)

(2) 前項の勤務(同項ただし書の勤務を除く。)の時間 100分の50
(夜間勤務に係る報酬)

第20条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、夜間勤務に係る報酬を支給する。

2 前項に規定する夜間勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき第25条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25を乗じて得た額とする。

(報酬の端数処理)

第21条 第26条に規定する勤務1時間当たりの報酬額及び前2条の規定により勤務1時間につき支給する報酬の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(特殊勤務に係る報酬)

第22条 特殊勤務手当条例第3条から第6条までに規定する業務に従事することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、特殊勤務手当条例の例により計算して得た額を特殊勤務に係る報酬として支給する。

(期末手当)

第23条 任期が6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定めるもの者を除く。以下この条において同じ。）の期末手当の支給については、給与条例第30条から第32条までの規定を準用する。この場合において、給与条例第30条第4項中「それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び調整手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれの基準日（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日）以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1箇月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 任期が6箇月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が6箇月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期が6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6箇月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が

6箇月以上に至ったときは、第1項の任期が6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

(報酬の支給)

第24条 報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、規則で定める期日に支給する。

- 2 日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。
- 3 月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、当該パートタイム会計年度任用職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。
- 4 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときの報酬額は、その月の現日数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(勤務1時間当たりの報酬額の算出)

第25条 第19条及び第20条に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 月額による報酬 第18条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じた時間数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間に19を乗じた時間数を減じたもので除して得た額
- (2) 日額による報酬 第18条第2項の規定により計算して得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額
- (3) 時間額による報酬 第18条第3項の規定により計算して得た額

2 次条に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 月額による報酬 前項第1号の規定により計算して得た額
- (2) 日額による報酬 前項第2号の規定により計算して得た額
(報酬の減額)

第26条 月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したパートタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。）又は年末年始の休日（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したパートタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。）である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項第1号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

- 2 日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項第2号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

第4章 パートタイム会計年度任用職員の費用弁償 (通勤に係る費用弁償)

第27条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第15条第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

- 2 通勤に係る費用弁償の額（その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。）、支給日及び返納については、規則で定める。

(公務のための旅行に係る費用弁償)

第28条 パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

- 2 旅行に係る費用弁償の額は、壱岐市職員等の旅費に関する条例（平成16年壱岐市条例第44号）の規定の適用を受ける職員の例による。

第5章 雑則

(給与からの控除)

第29条 会計年度任用職員の給与からの控除については、給与条例第37条の規定を準用する。

(市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与)

第30条 この条例の規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、常時勤務を要する職を占める職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定める。

(委任)

第31条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(令和4年3月31日までの間における期末手当に関する特例)

2 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間における第14条第1項及び第23条第1項において準用する給与条例第30条第2項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは、「100分の43.3」とする。

3 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間における第14条第1項及び第23条第1項において準用する給与条例第30条第2項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは、「100分の86.7」とする。

別表 (第5条関係)

行政職給料表 等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	定型的又は補助的な業務を行う職務

海事職給料表 等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	(1) 船舶の機関長の職務

	(2) 前号を除く船舶の船員の職務
--	-------------------

医療職給料表(2) 等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	精神保健福祉士、作業療法士、言語聴覚士

医療職給料表(3) 等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	准看護師の職務
2 級	(1) 助産師の職務 (2) 看護師の職務

議案第33号

壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和元年12月4日提出

壱岐市長 白川博一

(提案理由)

国家公務員の特別職等の給与に関する取扱いの状況等を踏まえ、壱岐市議会議員の期末手当の支給率を調整するため、所要の改正を行うものである。

壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成16年壱岐市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の167.5」を「、6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5」に改める。

第2条 壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「、6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には、100分の172.5」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合において、第1条の規定による改正前の壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第34号

壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部改正について

壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和元年12月4日提出

壱岐市長 白川博一

(提案理由)

国家公務員の特別職等の給与に関する取扱いの状況等を踏まえ、市長、副市長、教育長の期末手当の支給率を調整するため、所要の改正を行うものである。

壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例（平成16年壱岐市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の167.5」を「、6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5」に改める。

第2条 壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「、6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合において、第1条の規定による改正前の壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第35号

壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和元年12月4日提出

壱岐市長 白川博一

(提案理由)

人事院の国家公務員の給与等に関する勧告に基づく本市職員の給与等の改正等並びに地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 壱岐市職員の給与に関する条例（平成16年壱岐市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第33条第2項第1号中「100分の92.5」を「、6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5」に改める。

別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表第1（第4条関係）
行政職給料表

（単位：円）

職員の区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400
	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900
	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800
	22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600
	23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400
	24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300
	25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100
	26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600
	27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100
	28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700
	29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300
	30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600
	31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900
	32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100
	33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300
	34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600
	35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900
	36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
	37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
	38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
	39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
	40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
	41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
	42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
	43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
	44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
	45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
	46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
	47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400

48	215, 200	263, 600	307, 200	352, 600	372, 100	398, 900	440, 100
49	216, 300	264, 700	308, 100	354, 200	373, 000	399, 500	440, 600
50	217, 400	265, 800	309, 600	355, 000	373, 800	400, 100	441, 000
51	218, 400	267, 100	311, 100	356, 200	374, 600	400, 600	441, 400
52	219, 500	268, 400	312, 700	357, 200	375, 400	401, 000	441, 800
53	220, 600	269, 400	314, 300	358, 100	376, 100	401, 400	442, 200
54	221, 600	270, 500	315, 900	359, 200	376, 800	401, 700	442, 600
55	222, 500	271, 800	317, 500	360, 100	377, 500	402, 000	443, 000
56	223, 500	273, 100	319, 000	361, 200	378, 200	402, 300	443, 300
57	223, 800	274, 000	320, 500	362, 100	378, 700	402, 600	443, 600
58	224, 600	275, 000	321, 700	362, 800	379, 300	402, 900	444, 000
59	225, 400	275, 900	322, 900	363, 500	379, 900	403, 200	444, 300
60	226, 100	277, 000	324, 100	364, 200	380, 600	403, 500	444, 600
61	226, 800	278, 100	324, 800	364, 600	381, 000	403, 800	444, 900
62	227, 800	279, 100	325, 700	365, 200	381, 700	404, 100	
63	228, 600	280, 000	326, 500	365, 900	382, 300	404, 400	
64	229, 400	281, 000	327, 300	366, 600	382, 900	404, 700	
65	230, 100	281, 500	328, 200	366, 900	383, 300	405, 000	
66	230, 800	282, 400	328, 600	367, 600	383, 900	405, 300	
67	231, 700	283, 100	329, 300	368, 300	384, 500	405, 600	
68	232, 700	284, 000	330, 100	369, 000	385, 100	405, 900	
69	233, 400	285, 000	330, 900	369, 300	385, 500	406, 100	
70	234, 000	285, 800	331, 600	369, 900	386, 000	406, 400	
71	234, 500	286, 600	332, 300	370, 600	386, 500	406, 700	
72	235, 200	287, 400	333, 000	371, 200	387, 100	407, 000	
73	236, 000	288, 200	333, 500	371, 500	387, 400	407, 200	
74	236, 600	288, 700	334, 100	372, 100	387, 800	407, 500	
75	237, 200	289, 100	334, 600	372, 800	388, 200	407, 800	
76	237, 700	289, 600	335, 200	373, 400	388, 600	408, 000	
77	238, 400	289, 800	335, 500	373, 800	388, 900	408, 200	
78	239, 100	290, 100	336, 000	374, 300	389, 200	408, 500	
79	239, 800	290, 300	336, 400	374, 900	389, 500	408, 800	
80	240, 300	290, 700	336, 900	375, 400	389, 800	409, 000	
81	240, 800	290, 900	337, 300	375, 900	390, 000	409, 200	
82	241, 500	291, 100	337, 800	376, 500	390, 300	409, 500	
83	242, 200	291, 500	338, 300	377, 000	390, 600	409, 800	
84	242, 900	291, 800	338, 800	377, 300	390, 800	410, 000	
85	243, 500	292, 100	339, 100	377, 700	391, 000	410, 200	
86	244, 200	292, 400	339, 500	378, 200	391, 300		
87	244, 900	292, 700	340, 000	378, 600	391, 600		
88	245, 600	293, 100	340, 400	379, 000	391, 800		
89	246, 100	293, 400	340, 700	379, 400	392, 000		
90	246, 600	293, 800	341, 100	379, 900	392, 300		
91	246, 900	294, 100	341, 600	380, 300	392, 600		
92	247, 300	294, 500	342, 000	380, 700	392, 800		
93	247, 600	294, 700	342, 200	381, 000	393, 000		
94		294, 900	342, 600				
95		295, 200	343, 100				
96		295, 600	343, 500				
97		295, 800	343, 700				
98		296, 100	344, 100				
99		296, 500	344, 500				
100		296, 900	344, 800				

101		297,100	345,100					
102		297,400	345,500					
103		297,800	345,900					
104		298,100	346,300					
105		298,300	346,800					
106		298,600	347,200					
107		299,000	347,600					
108		299,300	348,000					
109		299,500	348,500					
110		299,900	348,900					
111		300,300	349,200					
112		300,600	349,500					
113		300,800	350,000					
114		301,000						
115		301,300						
116		301,700						
117		301,900						
118		302,100						
119		302,400						
120		302,700						
121		303,100						
122		303,300						
123		303,600						
124		303,900						
125		304,200						
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第4条関係）

海事職給料表

（単位：円）

職員の区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員	1	150,000	194,200	228,400	261,700	293,400	321,100
	2	151,000	196,400	230,100	263,100	294,700	322,900
	3	152,200	198,600	231,600	264,600	296,100	324,400
	4	153,200	200,800	232,900	266,300	297,500	326,100
	5	154,200	202,900	234,100	267,700	298,700	327,700
	6	155,500	204,700	235,700	269,600	300,000	329,000
	7	156,800	206,600	237,400	271,300	301,200	330,700
	8	158,100	208,500	238,900	272,800	302,500	332,200
	9	159,200	210,200	240,400	273,900	303,800	333,900
	10	160,700	211,800	241,900	275,700	305,000	335,300
	11	162,300	213,400	243,700	277,400	306,100	336,700
	12	163,800	215,000	245,400	279,100	307,300	338,100
	13	165,100	216,500	247,000	280,400	308,000	339,700
	14	166,600	218,100	248,800	281,900	309,000	341,300
	15	168,100	219,500	250,600	283,400	309,800	342,600
	16	169,700	220,900	252,300	284,900	310,700	343,900
	17	171,100	222,000	253,700	286,300	311,600	345,400
	18	172,800	223,300	255,600	287,700	312,500	346,800
	19	174,500	224,700	257,500	288,900	313,300	348,300
	20	176,200	226,000	259,100	290,300	314,000	349,700

21	177,800	226,900	260,600	291,600	314,900	351,000
22	179,800	228,200	262,000	292,900	315,400	352,600
23	181,700	229,600	263,500	294,400	316,500	354,200
24	183,600	231,000	265,200	295,800	317,500	355,800
25	185,300	232,300	266,800	296,800	318,200	356,900
26	186,900	233,600	268,600	298,100	318,800	358,500
27	188,700	235,000	270,300	299,300	319,500	360,000
28	190,500	236,400	271,900	300,500	320,200	361,500
29	192,000	237,400	273,100	301,700	321,000	362,900
30	194,100	238,900	274,900	302,700	321,800	364,200
31	196,200	240,300	276,400	303,700	322,400	365,600
32	198,300	241,600	278,000	304,800	322,900	367,100
33	200,100	242,600	279,400	306,000	323,800	368,000
34	202,000	243,500	280,800	306,600	324,500	369,000
35	203,900	244,200	282,300	307,600	325,200	370,200
36	205,800	245,300	283,700	308,600	325,800	371,300
37	207,500	246,000	284,900	309,600	326,200	372,200
38	209,100	247,300	286,200	310,500	327,100	373,200
39	210,600	248,400	287,400	311,200	328,000	374,200
40	212,200	249,600	288,500	312,300	328,900	375,300
41	213,600	250,400	290,100	313,100	329,500	376,200
42	215,100	251,700	291,300	313,700	330,400	377,200
43	216,700	252,900	292,600	314,500	331,200	378,100
44	218,300	254,400	293,900	315,300	332,000	379,100
45	219,700	255,300	295,400	316,200	332,700	380,100
46	220,900	256,700	296,400	316,900	333,500	380,900
47	222,100	258,000	297,700	317,500	334,200	381,900
48	223,400	259,200	299,000	318,000	335,000	382,800
49	224,800	260,000	300,000	318,700	335,500	383,600
50	226,000	261,300	301,100	319,500	336,000	384,600
51	226,900	262,700	301,800	320,300	336,600	385,400
52	228,000	264,000	303,100	321,000	337,100	386,100
53	229,300	264,900	304,300	321,500	337,400	387,100
54	230,600	266,300	305,200	322,300	337,800	387,900
55	231,800	267,500	306,100	323,100	338,400	388,800
56	233,000	268,700	306,900	323,800	339,000	389,500
57	234,100	269,700	308,000	324,100	339,300	390,400
58	235,300	270,800	308,800	324,700	339,900	391,200
59	236,500	272,000	309,700	325,200	340,500	392,000
60	237,700	273,300	310,500	325,900	341,100	392,800
61	238,900	274,300	311,300	326,400	341,300	393,300
62	240,000	275,300	312,200	326,900	341,700	394,000
63	240,900	276,200	313,300	327,400	342,000	394,600
64	242,000	277,300	314,300	327,700	342,500	395,300
65	242,600	278,600	315,000	327,900	342,700	395,900
66	243,600	279,800	315,900	328,200	343,100	396,400
67	244,400	280,800	316,700	328,800	343,500	396,800
68	245,300	281,600	317,600	329,400	343,900	397,300
69	246,000	282,500	318,400	329,800	344,400	398,000
70	246,600	283,200	319,100	330,200	344,800	
71	247,300	284,000	319,600	330,600	345,200	
72	248,100	284,700	320,300	331,000	345,700	
73	248,900	285,400	320,500	331,200	346,300	

74	249,600	286,100	321,000	331,400	346,800	
75	250,100	286,700	321,400	331,600	347,300	
76	250,500	287,300	321,700	331,800	347,700	
77	250,800	287,800	322,200	332,200	348,000	
78	251,100	288,400	322,500	332,400	348,400	
79	251,600	289,000	323,100	332,700	348,800	
80	252,300	289,500	323,700	333,000	349,200	
81	252,600	290,000	324,300	333,300	349,600	
82	252,900	290,600	324,700	333,700	349,900	
83	253,100	291,000	325,000	334,000	350,300	
84	253,500	291,500	325,300	334,400	350,700	
85	253,800	291,900	325,500	334,700	351,100	
86		292,200	325,800	335,000	351,500	
87		292,500	326,000	335,400	351,900	
88		292,800	326,300	335,800	352,300	
89		293,000	326,600	336,000	352,700	
90		293,200	326,900	336,300		
91		293,600	327,100	336,600		
92		293,900	327,400	337,000		
93		294,100	327,600	337,400		
94		294,500	327,800	337,600		
95		294,900	328,200	337,900		
96		295,300	328,600	338,200		
97		295,500	328,800	338,500		
98		295,700	329,100	338,800		
99		295,900	329,500	339,100		
100		296,200	329,900	339,400		
101		296,600	330,100	339,600		
102		296,900	330,300	339,900		
103		297,100	330,500	340,200		
104		297,300	330,700	340,500		
105		297,600	331,100	340,700		
106			331,300	341,100		
107			331,500	341,300		
108			331,800	341,500		
109			332,100	341,800		
110			332,400			
111			332,700			
112			333,000			
113			333,200			
再任用職員	215,100	229,600	231,600	253,700	282,200	312,000

備考 この表は、船員に適用する。

別表第3（第4条関係）

教育職給料表

（単位：円）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員	1	157,900	173,900	262,400	291,300	406,700
	2	159,400	176,000	264,900	293,900	408,200
	3	160,900	178,100	267,200	296,800	409,700
	4	162,400	180,300	269,500	299,300	411,200
	5	164,100	182,300	272,000	301,800	412,600
	6	166,000	184,500	274,400	304,200	414,000

7	167,800	186,700	276,600	306,500	415,500
8	169,600	188,900	278,800	308,900	417,100
9	171,400	191,200	281,000	311,300	418,500
10	173,500	194,000	283,300	313,900	419,900
11	175,500	196,700	285,700	316,600	421,300
12	177,500	199,400	287,900	319,500	422,600
13	179,500	202,300	290,300	321,900	423,900
14	181,700	204,000	292,400	323,900	425,300
15	183,900	205,600	294,300	325,900	426,700
16	186,100	207,300	296,300	328,200	428,100
17	188,400	209,100	298,400	330,200	429,300
18	191,000	210,700	300,900	332,400	430,600
19	193,500	212,400	303,400	334,700	431,800
20	196,000	214,000	306,100	336,800	433,100
21	198,500	215,800	308,300	339,000	434,200
22	200,200	217,700	310,900	341,200	435,400
23	201,900	219,600	313,200	343,500	436,700
24	203,600	221,500	315,900	345,800	438,000
25	205,100	223,000	318,500	347,500	439,300
26	206,500	225,000	320,800	349,300	440,500
27	208,100	227,000	323,200	351,200	441,500
28	209,600	229,000	325,400	353,100	442,600
29	211,300	230,800	327,600	354,900	443,800
30	213,000	233,500	329,600	356,700	444,600
31	214,700	236,200	331,800	358,400	445,400
32	216,400	238,900	334,000	360,300	446,300
33	217,800	241,500	335,800	361,600	447,200
34	219,500	244,300	337,900	363,300	447,700
35	221,200	246,900	340,000	364,800	448,200
36	222,900	249,600	342,000	366,600	448,700
37	224,300	252,100	344,000	368,500	449,200
38	226,000	254,600	345,900	370,000	
39	227,700	257,100	347,900	371,300	
40	229,400	259,400	349,800	372,900	
41	231,000	262,000	351,300	374,000	
42	232,700	264,400	353,100	375,400	
43	234,300	266,600	354,700	376,800	
44	235,900	268,800	356,400	378,300	
45	237,600	270,900	358,200	379,700	
46	239,100	273,100	359,900	381,300	
47	240,400	275,300	361,200	382,900	
48	241,800	277,300	362,800	384,400	
49	243,000	279,600	364,000	385,800	
50	244,400	281,600	365,500	387,300	
51	245,900	283,500	367,100	388,800	
52	247,100	285,500	368,700	390,200	
53	248,200	287,300	370,100	391,400	
54	249,600	289,700	371,600	392,700	
55	250,800	292,000	373,100	393,800	
56	252,000	294,500	374,600	394,900	
57	253,200	296,500	376,100	396,300	
58	254,400	299,000	377,500	397,500	
59	255,500	301,300	378,900	398,700	

60	256,700	304,000	380,200	400,000
61	258,100	306,400	381,100	401,200
62	259,100	308,800	382,300	402,200
63	260,300	311,300	383,500	403,600
64	261,200	313,600	384,600	404,900
65	262,200	315,800	385,500	406,100
66	263,600	318,000	386,700	407,200
67	265,000	320,100	387,700	408,400
68	266,400	322,300	388,800	409,500
69	268,000	324,200	390,000	410,500
70	269,500	326,300	391,000	411,700
71	271,000	328,400	392,100	412,900
72	272,400	330,400	393,300	414,100
73	273,400	332,500	394,300	414,700
74	274,600	334,600	395,400	415,500
75	275,900	336,800	396,500	416,200
76	277,100	339,000	397,600	416,700
77	278,300	340,700	398,500	417,000
78	279,400	342,600	399,400	417,400
79	280,600	344,300	400,400	417,800
80	281,800	346,100	401,400	418,200
81	283,000	347,900	402,200	418,500
82	283,900	349,700	403,000	418,900
83	285,100	351,100	403,700	419,300
84	286,300	352,900	404,500	419,600
85	287,200	354,100	405,200	419,900
86	288,100	355,700	406,000	420,300
87	288,800	357,200	406,700	420,700
88	289,800	358,700	407,400	421,000
89	290,800	360,000	408,000	421,300
90	291,700	361,300	408,700	421,600
91	292,600	362,700	409,200	421,900
92	293,400	364,100	409,900	422,100
93	293,700	365,600	410,300	422,300
94	294,400	366,900	410,700	
95	295,100	368,200	411,000	
96	295,900	369,400	411,300	
97	296,700	370,400	411,600	
98	297,500	371,400	411,900	
99	298,300	372,400	412,200	
100	299,000	373,400	412,400	
101	299,900	374,300	412,600	
102	300,400	375,300	412,900	
103	300,900	376,300	413,200	
104	301,400	377,300	413,400	
105	301,600	378,100	413,600	
106	302,000	379,000	413,900	
107	302,300	379,900	414,200	
108	302,500	380,900	414,400	
109	302,700	381,700	414,600	
110	302,900	382,700	414,900	
111	303,200	383,700	415,200	
112	303,500	384,700	415,400	

113	303,700	385,300	415,600			
114	303,900	386,200	415,900			
115	304,100	387,100	416,200			
116	304,400	388,000	416,400			
117	304,700	388,800	416,600			
118	305,000	389,500				
119	305,300	390,300				
120	305,600	391,100				
121	305,800	391,700				
122	306,000	392,500				
123	306,200	393,200				
124	306,500	393,900				
125	306,800	394,500				
126		395,200				
127		395,700				
128		396,300				
129		397,000				
130		397,600				
131		398,100				
132		398,600				
133		398,900				
134		399,200				
135		399,500				
136		399,800				
137		400,100				
138		400,400				
139		400,700				
140		401,000				
141		401,300				
142		401,600				
143		401,900				
144		402,200				
145		402,400				
146		402,700				
147		403,000				
148		403,200				
149		403,400				
再任用職員		225,200	271,100	298,100	324,400	405,200

備考

1 この表は、教育委員会の指導主事に適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第4（第4条関係）

医療職給料表(2)

(単位：円)

職員の区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員	1	151,000	188,400	223,600	249,600	281,000	327,000	371,100
	2	152,400	190,000	225,200	250,800	282,900	329,000	373,800
	3	153,800	191,600	226,800	252,000	285,000	331,200	376,400
	4	155,200	193,200	228,400	253,400	287,000	333,400	379,100
	5	156,400	194,700	229,800	254,600	289,100	335,200	381,500
	6	158,200	196,200	231,400	255,800	291,200	337,400	384,200

7	159,900	197,800	232,900	257,000	293,100	339,400	386,800
8	161,500	199,300	234,500	258,000	295,100	341,600	389,500
9	163,100	200,900	235,600	259,300	297,100	343,400	391,600
10	164,800	202,600	237,100	260,100	299,100	345,500	393,900
11	166,400	204,200	238,500	261,100	301,100	347,600	396,100
12	168,200	205,900	239,700	262,100	303,100	349,700	398,300
13	169,700	207,300	241,300	263,400	305,100	351,200	400,400
14	171,600	208,900	242,700	264,600	307,000	353,200	402,400
15	173,600	210,500	243,900	266,200	309,100	355,100	404,400
16	175,500	212,100	245,300	267,600	311,100	357,100	406,500
17	177,400	213,500	246,100	269,100	313,100	358,900	408,300
18	179,200	215,100	247,300	270,800	315,100	360,900	410,300
19	181,000	216,800	248,500	272,500	317,200	362,900	412,200
20	182,900	218,500	249,600	274,200	319,300	364,900	414,300
21	184,700	219,800	251,000	276,000	321,100	366,700	416,100
22	186,200	221,300	251,900	277,700	323,100	368,700	417,700
23	187,700	222,700	252,900	279,400	324,900	370,800	419,300
24	189,200	224,200	254,000	281,000	326,900	372,900	420,800
25	190,800	225,600	255,200	282,800	328,600	374,300	422,300
26	192,100	227,000	256,400	284,500	330,500	376,100	423,600
27	193,600	228,300	257,800	286,300	332,500	377,900	424,900
28	195,000	229,600	259,300	287,900	334,500	379,600	426,200
29	196,500	230,900	260,700	289,600	335,800	381,400	427,500
30	197,700	232,300	262,300	291,400	337,600	382,900	428,700
31	199,000	233,800	263,900	293,200	339,300	384,500	429,900
32	200,300	235,200	265,400	295,100	341,100	386,200	431,000
33	201,700	236,200	266,800	296,800	342,800	387,500	432,200
34	203,100	237,500	268,500	298,500	344,600	388,800	433,400
35	204,400	238,500	270,100	300,300	346,500	390,100	434,600
36	205,800	239,700	271,700	302,100	348,300	391,300	435,800
37	206,900	241,000	273,200	303,400	350,100	392,400	437,100
38	208,200	242,300	274,700	305,100	351,800	393,600	437,900
39	209,500	243,400	276,300	306,600	353,400	394,700	438,300
40	210,800	244,700	277,700	308,200	355,100	395,800	439,000
41	211,900	246,000	279,200	309,900	356,300	396,600	439,500
42	213,100	247,000	280,800	311,600	357,400	397,400	439,900
43	214,300	248,200	282,500	313,200	358,600	398,200	440,300
44	215,500	249,300	284,200	314,900	359,800	399,000	440,700
45	216,700	250,400	285,700	315,800	361,000	399,400	441,100
46	217,800	251,700	287,400	317,200	361,800	400,000	441,500
47	218,800	253,000	289,100	318,700	363,000	400,500	441,900
48	219,900	254,200	290,700	320,300	364,100	400,900	442,200
49	220,900	255,800	291,900	321,700	365,100	401,300	442,500
50	221,900	257,200	293,500	323,000	366,100	401,600	442,900
51	222,800	258,400	294,800	324,200	367,100	401,900	443,200
52	223,800	259,600	296,400	325,500	368,100	402,200	443,500
53	224,100	260,700	297,700	326,600	368,900	402,500	443,800
54	224,900	262,000	299,200	327,600	369,700	402,800	
55	225,600	263,300	300,600	328,700	370,600	403,100	
56	226,400	264,400	302,100	329,700	371,500	403,400	
57	227,100	265,200	303,100	330,200	372,000	403,700	
58	228,000	266,500	304,300	331,100	372,800	404,000	
59	228,700	267,800	305,500	331,900	373,600	404,300	

60	229,400	269,100	306,900	332,800	374,400	404,700
61	230,300	270,000	308,200	333,600	374,800	404,900
62	231,000	271,200	309,400	333,900	375,500	405,200
63	231,900	272,500	310,700	334,500	376,200	405,500
64	232,900	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800
65	233,500	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000
66	234,200	275,700	314,100	336,500	377,900	
67	234,900	276,600	314,900	337,200	378,600	
68	235,600	277,700	315,700	337,900	379,200	
69	236,300	278,700	316,300	338,600	379,600	
70	236,900	279,700	317,000	339,100	380,100	
71	237,500	280,800	317,700	339,700	380,600	
72	238,000	281,900	318,300	340,300	381,100	
73	238,700	282,500	319,000	340,600	381,700	
74	239,400	283,200	319,200	341,200	382,200	
75	240,100	283,700	319,800	341,700	382,800	
76	240,600	284,500	320,400	342,300	383,400	
77	241,000	285,300	321,000	342,800	383,900	
78	241,600	285,900	321,500	343,300	384,400	
79	242,200	286,500	322,000	343,800	384,900	
80	242,800	287,100	322,500	344,200	385,400	
81	243,100	287,800	323,100	344,500	385,700	
82	243,500	288,300	323,600	344,800	386,200	
83	243,900	288,700	324,000	345,200	386,600	
84	244,200	289,100	324,500	345,500	387,000	
85	244,500	289,300	325,000	346,000	387,400	
86		289,500	325,400	346,300		
87		289,700	325,600	346,600		
88		289,900	326,000	346,900		
89		290,300	326,400	347,300		
90		290,500	326,800	347,600		
91		290,700	327,200	348,000		
92		290,900	327,600	348,300		
93		291,300	327,900	348,700		
94		291,500	328,100	349,000		
95		291,700	328,500	349,300		
96		292,000	328,800	349,600		
97		292,400	329,000	349,900		
98		292,700	329,300	350,300		
99		292,900	329,600	350,700		
100		293,200	329,900	351,100		
101		293,500	330,100	351,600		
102		293,700	330,400	352,000		
103		293,900	330,800	352,400		
104		294,200	331,000	352,800		
105		294,500	331,200	353,300		
106			331,400			
107			331,800			
108			332,000			
109			332,200			
110			332,600			
111			333,000			
112			333,400			

	113			333,600				
再任用職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000

備考 この表は、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び精神保健福祉士に適用する。

医療職給料表(3)

(単位：円)

職員の区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員	1	165,300	192,400	240,200	262,700	287,100	330,100
	2	166,700	194,500	242,000	263,700	288,800	332,200
	3	168,200	196,600	243,800	264,600	290,400	334,200
	4	169,600	198,600	245,600	265,700	292,200	336,400
	5	171,000	200,700	247,000	266,200	293,900	338,400
	6	172,500	203,000	248,300	267,200	295,700	340,500
	7	174,000	205,300	249,400	268,000	297,400	342,600
	8	175,500	207,500	250,700	268,900	299,100	344,700
	9	176,700	209,800	251,700	270,000	301,000	346,200
	10	178,400	211,200	252,700	270,700	302,700	348,200
	11	180,000	212,600	253,600	271,800	304,400	350,100
	12	181,500	213,800	254,500	273,000	306,100	352,100
	13	182,900	215,200	255,700	274,300	307,600	354,000
	14	184,900	216,600	256,800	275,400	309,200	356,100
	15	186,900	218,100	257,600	276,600	311,000	358,200
	16	188,900	219,300	258,600	278,000	312,800	360,200
	17	191,000	220,700	259,100	279,300	314,500	362,200
	18	193,100	222,200	260,000	280,600	316,100	364,200
	19	195,200	223,700	261,000	281,600	317,800	366,300
	20	197,300	225,200	261,800	282,800	319,500	368,400
	21	199,300	226,300	262,700	284,400	320,900	370,100
	22	201,500	228,000	263,600	286,000	322,400	372,200
	23	203,700	229,700	264,500	287,300	323,900	374,300
	24	205,900	231,400	265,500	288,600	325,400	376,300
	25	207,800	232,700	266,700	289,900	326,800	378,300
	26	209,100	234,400	267,600	291,500	328,200	379,900
	27	210,300	236,100	268,800	293,200	329,700	381,800
	28	211,600	237,800	270,000	294,700	331,300	383,700
	29	212,800	239,400	271,200	296,000	332,400	385,500
	30	213,900	240,800	272,600	297,600	333,900	387,200
	31	215,200	242,100	274,100	299,200	335,300	389,100
	32	216,400	243,200	275,400	300,900	336,800	390,900
	33	217,700	244,400	277,000	302,300	338,400	392,600
	34	219,000	245,500	278,400	303,800	339,900	394,300
	35	220,300	246,400	279,600	305,400	341,500	396,100
	36	221,600	247,500	280,800	307,000	343,000	397,800
	37	222,700	248,400	282,400	308,300	344,700	399,400
	38	224,100	249,500	283,600	309,700	346,300	401,100
	39	225,400	250,400	285,000	311,100	347,800	402,900
	40	226,800	251,500	286,200	312,700	349,400	404,700
	41	227,700	251,900	287,500	314,200	350,600	406,200
	42	229,100	252,800	289,000	315,600	352,100	407,700
	43	230,500	253,700	290,500	317,000	353,600	409,200
	44	231,900	254,400	292,100	318,500	355,000	410,500
	45	233,100	255,200	293,400	319,300	356,600	411,600

46	234,500	256,100	294,800	320,700	357,600	412,700
47	235,800	257,000	296,300	322,100	359,100	413,800
48	237,100	258,000	297,800	323,600	360,400	415,000
49	238,100	259,000	298,900	324,700	361,800	416,300
50	239,200	260,000	300,200	326,100	363,200	417,400
51	240,200	261,200	301,400	327,400	364,500	418,600
52	241,300	262,400	302,800	328,700	365,900	419,700
53	242,200	263,500	304,200	330,100	367,400	420,900
54	243,300	264,900	305,500	331,500	368,600	421,900
55	244,200	266,200	306,900	332,900	369,700	423,000
56	245,200	267,500	308,300	334,200	370,900	424,100
57	245,900	269,000	309,100	335,100	372,000	425,200
58	246,900	270,500	310,300	336,400	372,900	425,700
59	247,600	271,900	311,500	337,600	373,900	426,300
60	248,400	273,300	312,900	338,900	374,900	426,700
61	249,200	274,700	314,000	340,000	375,500	427,300
62	250,200	276,000	315,300	340,900	376,300	427,800
63	251,000	277,400	316,600	342,100	377,100	428,200
64	252,000	278,500	317,800	343,400	377,900	428,700
65	252,900	279,900	319,100	344,500	378,600	429,300
66	253,700	281,400	320,400	345,700	379,300	429,700
67	254,800	282,900	321,700	346,900	380,100	430,000
68	255,700	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300
69	256,500	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700
70	257,500	287,000	324,800	350,000	382,000	
71	258,400	288,500	325,900	351,100	382,700	
72	259,400	289,900	326,800	352,200	383,300	
73	260,800	290,900	328,100	353,000	384,000	
74	262,100	292,300	328,800	354,100	384,500	
75	263,200	293,500	329,900	355,200	385,100	
76	264,300	294,800	331,100	356,300	385,600	
77	265,300	296,200	332,200	357,000	386,000	
78	266,300	297,500	333,400	357,800	386,600	
79	267,500	298,700	334,500	358,600	387,100	
80	268,500	300,000	335,700	359,300	387,400	
81	269,400	300,500	336,800	359,900	387,700	
82	270,400	301,700	337,900	360,400	388,200	
83	271,500	302,800	338,900	361,000	388,600	
84	272,600	304,000	340,000	361,500	388,900	
85	273,400	305,100	340,900	362,100	389,200	
86	274,300	306,300	341,900	362,600	389,700	
87	275,400	307,500	342,800	363,200	390,200	
88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600	
89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900	
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300	
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800	
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200	
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600	
94	281,900	315,000	348,400	366,400		
95	282,800	315,700	349,100	366,800		
96	283,800	316,300	349,700	367,100		
97	284,400	317,000	350,100	367,700		
98	285,200	317,300	350,500	368,200		

99	285,800	317,900	351,000	368,700
100	286,700	318,600	351,400	369,200
101	287,500	319,000	351,900	369,800
102	288,300	319,600	352,300	370,300
103	289,100	320,200	352,800	370,800
104	289,900	320,800	353,200	371,200
105	290,600	321,200	353,500	371,800
106	291,100	321,700	354,000	372,300
107	291,600	322,200	354,400	372,800
108	292,100	322,700	354,700	373,300
109	292,300	323,100	355,200	373,900
110	292,600	323,500	355,700	374,300
111	292,800	323,800	356,200	374,800
112	293,200	324,100	356,700	375,300
113	293,500	324,500	357,200	375,900
114	293,700	324,900	357,700	
115	294,100	325,300	358,200	
116	294,400	325,600	358,600	
117	294,700	325,800	359,000	
118	295,000	326,100	359,400	
119	295,300	326,500	359,900	
120	295,700	326,700	360,400	
121	296,000	326,900	360,800	
122	296,400	327,200	361,300	
123	296,700	327,500	361,800	
124	297,100	327,800	362,300	
125	297,300	328,000	362,600	
126	297,500	328,300		
127	297,800	328,700		
128	298,200	328,900		
129	298,400	329,100		
130	298,700	329,300		
131	299,100	329,700		
132	299,500	329,900		
133	299,700	330,200		
134	300,000	330,600		
135	300,400	331,000		
136	300,700	331,400		
137	300,900	331,700		
138	301,200	332,100		
139	301,600	332,500		
140	301,900	332,900		
141	302,100	333,200		
142	302,500	333,600		
143	302,900	333,900		
144	303,200	334,300		
145	303,400	334,600		
146	303,600	335,000		
147	303,900	335,400		
148	304,300	335,800		
149	304,500	336,100		
150	304,700	336,500		
151	305,000	336,900		

	152	305,300	337,300				
	153	305,700	337,600				
	154	305,900					
	155	306,100					
	156	306,400					
	157	306,700					
	158	307,000					
	159	307,300					
	160	307,600					
	161	308,000					
	162	308,300					
	163	308,600					
	164	308,900					
	165	309,300					
	166	309,600					
	167	309,900					
	168	310,200					
	169	310,600					
再任用職員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200

備考 この表は、看護師及び准看護師に適用する。
医療職給料表(4)

(単位：円)

職員の区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		号給 給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員	1	188,400	223,600	249,600	281,000	327,000	371,100	437,200
	2	190,000	225,200	250,800	282,900	329,000	373,800	439,800
	3	191,600	226,800	252,000	285,000	331,200	376,400	442,300
	4	193,200	228,400	253,400	287,000	333,400	379,100	444,900
	5	194,700	229,800	254,600	289,100	335,200	381,500	447,300
	6	196,200	231,400	255,800	291,200	337,400	384,200	449,800
	7	197,800	232,900	257,000	293,100	339,400	386,800	452,300
	8	199,300	234,500	258,000	295,100	341,600	389,500	454,800
	9	200,900	235,600	259,300	297,100	343,400	391,600	457,200
	10	202,600	237,100	260,100	299,100	345,500	393,900	459,600
	11	204,200	238,500	261,100	301,100	347,600	396,100	462,200
	12	205,900	239,700	262,100	303,100	349,700	398,300	464,600
	13	207,300	241,300	263,400	305,100	351,200	400,400	467,100
	14	208,900	242,700	264,600	307,000	353,200	402,400	468,600
	15	210,500	243,900	266,200	309,100	355,100	404,400	469,900
	16	212,100	245,300	267,600	311,100	357,100	406,500	471,200
	17	213,500	246,100	269,100	313,100	358,900	408,300	472,400
	18	215,100	247,300	270,800	315,100	360,900	410,300	473,700
	19	216,800	248,500	272,500	317,200	362,900	412,200	475,000
	20	218,500	249,600	274,200	319,300	364,900	414,300	476,300
	21	219,800	251,000	276,000	321,100	366,700	416,100	477,500
	22	221,300	251,900	277,700	323,100	368,700	417,700	478,900
	23	222,700	252,900	279,400	324,900	370,800	419,300	480,300
	24	224,200	254,000	281,000	326,900	372,900	420,800	481,500
	25	225,600	255,200	282,800	328,600	374,300	422,300	482,900
	26	227,000	256,400	284,500	330,500	376,100	423,600	484,200
	27	228,300	257,800	286,300	332,500	377,900	424,900	485,600
	28	229,600	259,300	287,900	334,500	379,600	426,200	487,000

29	230,900	260,700	289,600	335,800	381,400	427,500	488,400
30	232,300	262,300	291,400	337,600	382,900	428,700	489,500
31	233,800	263,900	293,200	339,300	384,500	429,900	490,600
32	235,200	265,400	295,100	341,100	386,200	431,000	491,700
33	236,200	266,800	296,800	342,800	387,500	432,200	492,800
34	237,500	268,500	298,500	344,600	388,800	433,400	493,700
35	238,500	270,100	300,300	346,500	390,100	434,600	494,600
36	239,700	271,700	302,100	348,300	391,300	435,800	495,500
37	241,000	273,200	303,400	350,100	392,400	437,100	496,500
38	242,300	274,700	305,100	351,800	393,600	437,900	
39	243,400	276,300	306,600	353,400	394,700	438,300	
40	244,700	277,700	308,200	355,100	395,800	439,000	
41	246,000	279,200	309,900	356,300	396,600	439,500	
42	247,000	280,800	311,600	357,400	397,400	439,900	
43	248,200	282,500	313,200	358,600	398,200	440,300	
44	249,300	284,200	314,900	359,800	399,000	440,700	
45	250,400	285,700	315,800	361,000	399,400	441,100	
46	251,700	287,400	317,200	361,800	400,000	441,500	
47	253,000	289,100	318,700	363,000	400,500	441,900	
48	254,200	290,700	320,300	364,100	400,900	442,200	
49	255,800	291,900	321,700	365,100	401,300	442,500	
50	257,200	293,500	323,000	366,100	401,600	442,900	
51	258,400	294,800	324,200	367,100	401,900	443,200	
52	259,600	296,400	325,500	368,100	402,200	443,500	
53	260,700	297,700	326,600	368,900	402,500	443,800	
54	262,000	299,200	327,600	369,700	402,800		
55	263,300	300,600	328,700	370,600	403,100		
56	264,400	302,100	329,700	371,500	403,400		
57	265,200	303,100	330,200	372,000	403,700		
58	266,500	304,300	331,100	372,800	404,000		
59	267,800	305,500	331,900	373,600	404,300		
60	269,100	306,900	332,800	374,400	404,700		
61	270,000	308,200	333,600	374,800	404,900		
62	271,200	309,400	333,900	375,500	405,200		
63	272,500	310,700	334,500	376,200	405,500		
64	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800		
65	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000		
66	275,700	314,100	336,500	377,900			
67	276,600	314,900	337,200	378,600			
68	277,700	315,700	337,900	379,200			
69	278,700	316,300	338,600	379,600			
70	279,700	317,000	339,100	380,100			
71	280,800	317,700	339,700	380,600			
72	281,900	318,300	340,300	381,100			
73	282,500	319,000	340,600	381,700			
74	283,200	319,200	341,200	382,200			
75	283,700	319,800	341,700	382,800			
76	284,500	320,400	342,300	383,400			
77	285,300	321,000	342,800	383,900			
78	285,900	321,500	343,300	384,400			
79	286,500	322,000	343,800	384,900			
80	287,100	322,500	344,200	385,400			
81	287,800	323,100	344,500	385,700			

82	288,300	323,600	344,800	386,200			
83	288,700	324,000	345,200	386,600			
84	289,100	324,500	345,500	387,000			
85	289,300	325,000	346,000	387,400			
86	289,500	325,400	346,300				
87	289,700	325,600	346,600				
88	289,900	326,000	346,900				
89	290,300	326,400	347,300				
90	290,500	326,800	347,600				
91	290,700	327,200	348,000				
92	290,900	327,600	348,300				
93	291,300	327,900	348,700				
94	291,500	328,100	349,000				
95	291,700	328,500	349,300				
96	292,000	328,800	349,600				
97	292,400	329,000	349,900				
98	292,700	329,300	350,300				
99	292,900	329,600	350,700				
100	293,200	329,900	351,100				
101	293,500	330,100	351,600				
102	293,700	330,400	352,000				
103	293,900	330,800	352,400				
104	294,200	331,000	352,800				
105	294,500	331,200	353,300				
106		331,400					
107		331,800					
108		332,000					
109		332,200					
110		332,600					
111		333,000					
112		333,400					
113		333,600					
再任用職員	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000	426,500

備考 この表は、獣医師に適用する。

第2条 壱岐市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「扶養手当」の次に「、地域手当」を加える。

第12条の次に次の1条を加える。

(地域手当)

第12条の2 地域手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第14条第1項中「1万2,000円」を「1万6,000円」に改め、同条第2項第1号中「2万3,000円」を「2万7,000円」に、「1万2,000円」を「1万6,000円」に改め、同項第2号中「2万3,000円」を「2万7,000円」に、「1万6,000円」を「1万7,000円」に改める。

第20条第2項、第3項及び第4項中「扶養手当」の次に「、地域手当」を加える。

第30条第4項中「調整手当」を「地域手当及び調整手当」に改め、同条第5項中「月額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加える。

第33条第2項第1号中「月額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加え、「、6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5」を「100分の95」に改め、同条第3項中「及び」を「並びに」に、「調整手当（ただし、教育委員会の指導主事に限る。）」を「地域手当及び調整手当」に改める。

第39条を第40条とし、第38条の次に次の1条を加える。

(会計年度任用職員の給与)

第39条 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、この条例の規定にかかわらず、常勤の職員の給与との権衡、その職務の特殊性等を考慮して、別に条例で定める。

(壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年壱岐市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の167.5」を「、6月に支給する場合には

167.5、12月に支給する場合には172.5」に改める。

別表中「374,000円」を「375,000円」に改める。

第4条 壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第14条まで」の次に「(第12条の2を除く。)」を加え、同条第2項中「、6月に支給する場合には167.5、12月に支給する場合には172.5」を「100分の170」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の壱岐市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定及び第3条の規定による改正後の壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の壱岐市職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(住居手当に関する経過措置)

- 4 第2条の規定の施行の日（以下この項において「一部施行日」という。）の前日において同条の規定による改正前の壱岐市職員の給与に関する条例の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（規則で定め

る職員を除く。) に対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の給与条例の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額(当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で規則で定める額。第2号において「旧手当額」という。) から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

(1) 第2条の規定による改正後の給与条例のいずれにも該当しないこととなる職員

(2) 旧手当額から第2条の規定による改正後の給与条例の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

(規則への委任)

5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第36号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり定める。

令和元年12月4日提出

壱岐市長 白川博一

(提案理由)

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、関係条例の整備その他所要の改正を行うものである。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(壱岐市職員定数条例の一部改正)

第1条 壱岐市職員定数条例（平成16年壱岐市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中「職員（」の次に「臨時的に任用される職員（臨時の職に関する場合において臨時的に任用される職員に限る。）を除く。」を加える。

(壱岐市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第2条 壱岐市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年壱岐市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第3条中「占める職員」の次に「及び同法第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用の職を占める職員」を加える。

(壱岐市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 壱岐市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成16年壱岐市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(壱岐市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第4条 壱岐市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（平成16年壱岐市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和25年法律第261号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第3条中「給料の額」の次に「（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、壱岐市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

（令和元年壱岐市条例第 号）第18条第1項から第3項までに規定する報酬の額）」を加える。

(公益的法人等への壱岐市職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第5条 公益的法人等への壱岐市職員の派遣等に関する条例(平成29年壱岐市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

(壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第6条 壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成16年壱岐市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和25年法律第261号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第2条第3項中「地方公務員法」を「法」に、「同法」を「法」に改める。

第22条を第23条とし、第21条の次に次の1条を加える。

(会計年度任用職員の勤務時間、休暇等)

第22条 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則に定める基準に従い、任命権者が定める。

(壱岐市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第7条 壱岐市職員の育児休業等に関する条例(平成16年壱岐市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「している職員」の次に「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。))を除く。)」を加える。

第8条中「した職員」の次に「(会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第11条中「。以下「勤務時間条例」という。」を削る。

第17条中「。以下「任期付職員条例」という。」を削る。

第22条中「職員」の次に「(会計年度任用職員を除く。)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、壱岐市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年壱岐市条例第 号。以下この項において「会計年度任用職員給与条例」という。)

第17条及び第26条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める給与又は報酬の額を減額して支給する。

(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員 会計年度任用職員給与条例第25条に規定する勤務1時間当たりの報酬額

(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員 会計年度任用職員給与条例第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額

(壱岐市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第8条 壱岐市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成16年壱岐市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第34条」の次に「及び壱岐市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年壱岐市条例第 号）第15条」を加える。

(壱岐市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第9条 壱岐市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成16年壱岐市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第1条中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に改める。

第11条中「昭和25年法律第261号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「同法」を「法」に改める。

第12条中「地方公務員法」を「法」に、「同法」を「法」に改める。

第15条を第16条とし、第14条の次に次の1条を加える。

(会計年度任用技能労務職員の給与)

第15条 第2条から前条までの規定にかかわらず、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される技能労務職員（次項において「会計年度任用技能労務職員」という。）の給与の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員として任用される技能労務職員 給料、通勤手当、時間外勤務手当及び期末手当

(2) 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として任用される技能労

務職員 給料、通勤手当、時間外勤務手当及び期末手当

- 2 会計年度任用技能労務職員の給与の基準については、壱岐市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年壱岐市条例第 号）の規定を準用する。

（壱岐市職員等の旅費に関する条例の一部改正）

第10条 壱岐市職員等の旅費に関する条例（平成16年壱岐市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「職員」の次に「（非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）」を加える。

第2条第2項を削る。

第3条第3項中「（昭和25年法律第261号）」を削る。

第16条第1項第3号中「第2号」を「前号」に改める。

第25条第1項第2号中「第22条第1項第1号」を「第23条第1項第1号」に改め、同項第3号中「、イ」を「及びイ」に改める。

第28条第2項中「第2条第1項第5号」を「第2条第5号」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
（壱岐市嘱託職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の廃止）
- 2 壱岐市嘱託職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成22年壱岐市条例第6号）は、廃止する。

議案第37号

壱岐市水道事業職員の給与に関する条例の制定について

壱岐市水道事業職員の給与に関する条例を別紙のとおり定める。

令和元年12月4日提出

壱岐市長 白川博一

(提案理由)

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律及び地方公営企業法の規定により、会計年度任用職員を含めた水道事業職員の給与等に関する事項を定める必要があるため制定するものである。

壱岐市水道事業職員の給与に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、水道事業職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与の種類)

第2条 水道事業職員の給与の種類は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び特殊勤務手当とする。

2 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される水道事業職員の給与の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員として任用される水道事業職員 給料、通勤手当、時間外勤務手当及び期末手当

(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として任用される水道事業職員 給料、通勤手当、時間外勤務手当及び期末手当

(支給基準及び支払方法)

第3条 給与の支給基準及び支払方法については、壱岐市職員の給与に関する条例（平成16年壱岐市条例第41号）及び壱岐市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年壱岐市条例第 号）を準用する。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第38号

壱岐市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

壱岐市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和元年12月4日提出

壱岐市長 白川博一

(提案理由)

災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

壱岐市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

壱岐市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成16年壱岐市条例第116号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項を次のように改める。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第39号

壱岐市種苗生産施設条例の一部改正について

壱岐市種苗生産施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和元年12月4日提出

壱岐市長 白川博一

(提案理由)

竹ノ浦アワビ中間育成センターの解体及び施設名称の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

壱岐市種苗生産施設条例の一部を改正する条例

壱岐市種苗生産施設条例（平成16年壱岐市条例第183号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を削り、同条に次の2号を加える。

- (1) 名称 壱岐栽培センター
- (2) 位置 壱岐市郷ノ浦町大島1168番地

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第40号

壱岐市国民宿舎条例の一部改正について

壱岐市国民宿舎条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和元年12月4日提出

壱岐市長 白川博一

(提案理由)

食材の仕入価格高騰に伴い、食事料の額について改定を行うものである。

壱岐市国民宿舎条例の一部を改正する条例

壱岐市国民宿舎条例（平成16年壱岐市条例第225号）の一部を次のように改正する。

別表の1 宿泊利用料金（1人につき、単位：円）の部中

「

800	2,000	2,800	7,200
			8,200
800	2,000	2,800	6,200

」を

「

900	2,200	3,100	7,500
			8,500
900	2,200	3,100	6,500

」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の壱岐市国民宿舎条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る利用料金で施行日以後に納付するものについて適用し、施行日前の利用に係る利用料金で施行日以後に納付するもの及び施行日以後の利用に係る利用料金で施行日前に納付するものについては、なお従前の例による。

議案第41号

公の施設の指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令和元年12月4日提出

壱岐市長 白川博一

記

- 1 公の施設の名称及び位置
名称 壱岐出会いの村
位置 壱岐市郷ノ浦町新田触492番地外
- 2 指定管理者
壱岐市郷ノ浦町新田触492番地
壱岐出会いの村振興会
会長 平田 光弘
- 3 指定期間
令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

(提案理由)

壱岐出会いの村の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経ようとするものである。

議案第42号

公の施設の指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令和元年12月4日提出

壱岐市長 白川博一

記

- 1 公の施設の名称及び位置
名称 壱岐市猿岩物産館
位置 壱岐市郷ノ浦町新田触870番地1
- 2 指定管理者
壱岐市郷ノ浦町新田触492番地
壱岐出会いの村振興会
会長 平田 光弘
- 3 指定期間
令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

(提案理由)

壱岐市猿岩物産館の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経ようとするものである。

議案第43号

公の施設の指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令和元年12月4日提出

壱岐市長 白川博一

記

- 1 公の施設の名称及び位置
名称 壱岐風民の郷
位置 壱岐市勝本町布気触288番地1外
- 2 指定管理者
壱岐市勝本町布気触288番地1
壱岐風民の郷振興会
会長 大西 保夫
- 3 指定期間
令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

(提案理由)

壱岐風民の郷の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経ようとするものである。

議案第44号

公の施設の指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令和元年12月4日提出

壱岐市長 白川 博一

記

1 公の施設の名称及び位置

名称 壱岐市営印通寺共同店舗

位置 壱岐市石田町印通寺浦196番地3

2 指定管理者

壱岐市石田町印通寺浦471番地9

石田町商店連盟

理事長 堀江 敬介

3 指定期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

(提案理由)

壱岐市営印通寺共同店舗の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経ようとするものである。

議案第45号

公の施設の指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令和元年12月4日提出

壱岐市長 白川 博一

記

- 1 公の施設の名称及び位置
名称 壱岐市国民宿舎壱岐島荘
位置 壱岐市勝本町立石西触101番地
- 2 指定管理者
壱岐市勝本町立石西触101番地
一般財団法人壱岐市開発公社
理事長 品川 洋毅
- 3 指定期間
令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

(提案理由)

壱岐市国民宿舎壱岐島荘の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経ようとするものである。

議案第46号

第3次壱岐市総合計画の策定について

第3次壱岐市総合計画を別冊のとおり定めることについて、地方自治法第96条第2項及び壱岐市議会基本条例第13条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年12月4日提出

壱岐市長 白川博一

議案第47号

消防ポンプ自動車購入契約の変更について

消防ポンプ自動車購入契約を下記のとおり変更するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年12月4日提出

壱岐市長 白川 博一

記

- | | |
|-----------|--|
| 1 契約の目的 | 消防ポンプ自動車購入 |
| 2 契約の方法 | 随意契約（制限付き一般競争入札） |
| 3 変更後契約金額 | 19,580,000円 |
| （現契約金額 | 19,224,000円） |
| 4 変更後予定価格 | 20,130,000円 |
| （現予定価格 | 19,764,000円） |
| 5 契約の相手方 | 福岡市博多区東那珂1-18-6
（株）ヤナセファイテック
代表取締役 梁瀬 義行 |

（提案理由）

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率引上げに伴い、所要の変更契約を行うもので、壱岐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

令和元年度

一般会計補正予算書
(第6号)

壱岐市

議案第48号

令和元年度壱岐市一般会計補正予算（第6号）

令和元年度壱岐市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ137,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25,019,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和元年12月4日提出

壱岐市長 白川博一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位 : 千円)		
款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
10 地方交付税		9,237,502	22,515	9,260,017
	1 地方交付税	9,237,502	22,515	9,260,017
14 国庫支出金		2,701,782	△104,652	2,597,130
	1 国庫負担金	1,681,026	5,788	1,686,814
	2 国庫補助金	1,015,425	△110,440	904,985
15 県支出金		2,501,011	18,739	2,519,750
	2 県補助金	1,692,691	18,669	1,711,360
	3 県委託金	128,977	70	129,047
16 財産収入		73,412	2,397	75,809
	2 財産売払収入	42,592	2,397	44,989
18 繰入金		3,567,637	△189,400	3,378,237
	1 基金繰入金	3,567,637	△189,400	3,378,237
19 繰越金		411,211	64,634	475,845
	1 繰越金	411,211	64,634	475,845
20 諸収入		415,409	2,867	418,276
	4 雑入	364,878	2,867	367,745
21 市債		2,266,000	45,900	2,311,900
	1 市債	2,266,000	45,900	2,311,900
歳 入 合 計		25,156,000	△137,000	25,019,000

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
1 議会費		139,679	472	140,151
	1 議会費	139,679	472	140,151
2 総務費		5,024,960	△462,508	4,562,452
	1 総務管理費	4,674,008	△456,957	4,217,051
	2 徴税費	217,584	869	218,453
	3 戸籍住民基本台帳費	58,939	391	59,330
	4 選挙費	45,135	△6,939	38,196
	5 統計調査費	10,783	70	10,853
	6 監査委員費	18,511	58	18,569
3 民生費		6,294,180	9,211	6,303,391
	1 社会福祉費	3,663,249	△6,583	3,656,666
	2 児童福祉費	1,735,540	15,436	1,750,976
	3 生活保護費	890,247	358	890,605
4 衛生費		2,204,916	13,008	2,217,924
	1 保健衛生費	1,286,029	3,393	1,289,422
	2 清掃費	918,887	9,615	928,502
5 農林水産業費		2,504,892	22,550	2,527,442
	1 農業費	1,347,825	17,744	1,365,569
	3 水産業費	1,108,875	4,806	1,113,681
6 商工費		1,123,608	1,283	1,124,891
	1 商工費	1,123,608	1,283	1,124,891
7 土木費		1,687,702	△118,738	1,568,964
	1 土木管理費	158,579	628	159,207
	2 道路橋りょう費	887,550	△148,816	738,734
	3 河川費	56,368	0	56,368
	5 都市計画費	78,743	50	78,793
	6 下水道費	138,551	2,550	141,101
	7 住宅費	314,586	26,850	341,436
8 消防費		810,861	10,567	821,428
	1 消防費	810,861	10,567	821,428
9 教育費		2,142,880	20,906	2,163,786
	1 教育総務費	303,144	△709	302,435
	2 小学校費	453,430	16,000	469,430
	4 幼稚園費	204,858	△874	203,984
	5 社会教育費	552,367	392	552,759
	6 保健体育費	115,877	6,082	121,959
	7 学校給食費	204,039	15	204,054

(単位 : 千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
11 公債費		2,844,442	366,249	3,210,691
	1 公債費	2,844,442	366,249	3,210,691
歳出	合計	25,156,000	△137,000	25,019,000

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
5 農林水産業費	1 農業費	畜産競争力強化対策整備事業	13,181
		近代化施設等整備事業	17,704
	3 水産業費	漁村再生交付金事業	90,000
		水産物供給基盤機能保全事業	29,400
7 土木費	7 住宅費	公営住宅等ストック総合改善事業 古城団地（3棟）	178,460
9 教育費	3 中学校費	旧芦辺中学校校舎解体事業	60,591
10 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	農地及び農業用施設災害復旧事業（過年災）	173,783
合 計			563,119

第3表 債務負担行為補正

1. 追加

事 項	期 間	限 度 額
出会いの村指定管理委託料 事業費 85,500 千円	令和2年度 ） 令和4年度	85,500 千円
猿岩物産館指定管理委託料 事業費 8,400 千円	令和2年度 ） 令和4年度	8,400 千円
風民の郷指定管理委託料 事業費 20,100 千円	令和2年度 ） 令和4年度	20,100 千円
電気通信システム等移行業務 事業費 5,665 千円	令和2年度	5,665 千円
瀬戸小学校屋内運動場床等改修事業 事業費 25,300 千円	令和2年度	25,300 千円
印通寺共同店舗指定管理料 事業費 1,200 千円	令和2年度 ） 令和4年度	1,200 千円
公共土木災害施設災害復旧事業（単独） 事業費 50,817 千円	令和2年度	36,000 千円
公共土木災害施設災害復旧事業（過年度） 事業費 25,650 千円	令和2年度	20,000 千円
安泊団地（1－B棟）改修事業 事業費 14,800 千円	令和2年度	10,400 千円
大神住宅改修事業 事業費 2,500 千円	令和2年度	2,500 千円
壱岐葬斎場管理運營業務委託料 事業費 16,000 千円	令和2年度	16,000 千円
合 計		231,065 千円

第4表 地方債補正

1. 変更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
辺地対策事業債	265,000	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金、融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借換えを行うことができる。	267,700	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金、融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借換えを行うことができる。
過疎対策事業債	911,500	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金、融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借換えを行うことができる。	912,500	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金、融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借換えを行うことができる。

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
合併特例事業債	275,800	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金、融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借換えを行うことができる。	365,600	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金、融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借換えを行うことができる。
商 工 債	75,400	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金、融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借換えを行うことができる。	36,800	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金、融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借換えを行うことができる。

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土 木 債	175,800	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金、融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借換えを行うことができる。	198,000	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金、融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借換えを行うことができる。
消 防 債	115,000	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金、融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借換えを行うことができる。	83,800	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金、融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借換えを行うことができる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位 : 千円)

款	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税	9,237,502	22,515	9,260,017
14 国庫支出金	2,701,782	△104,652	2,597,130
15 県支出金	2,501,011	18,739	2,519,750
16 財産収入	73,412	2,397	75,809
18 繰入金	3,567,637	△189,400	3,378,237
19 繰越金	411,211	64,634	475,845
20 諸収入	415,409	2,867	418,276
21 市債	2,266,000	45,900	2,311,900
歳入合計	25,156,000	△137,000	25,019,000

歳 出

款	補正前の額	補正額	計
1 議会費	139,679	472	140,151
2 総務費	5,024,960	△462,508	4,562,452
3 民生費	6,294,180	9,211	6,303,391
4 衛生費	2,204,916	13,008	2,217,924
5 農林水産業費	2,504,892	22,550	2,527,442
6 商工費	1,123,608	1,283	1,124,891
7 土木費	1,687,702	△118,738	1,568,964
8 消防費	810,861	10,567	821,428
9 教育費	2,142,880	20,906	2,163,786
11 公債費	2,844,442	366,249	3,210,691
歳 出 合 計	25,156,000	△137,000	25,019,000

(単位 : 千円)

補 正 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
0	0	0	472
170	89,800	△489,008	△63,470
12,914	0	0	△3,703
△4,102	0	0	17,110
12,784	400	7	9,359
0	△38,600	0	39,883
△107,679	△6,400	1,250	△5,909
0	700	0	9,867
0	0	0	20,906
0	0	0	366,249
△85,913	45,900	△487,751	390,764

2. 歳入

10款 地方交付税

1項 地方交付税

目	補正前の額	補正額	計
1 地方交付税	9,237,502	22,515	9,260,017
計	9,237,502	22,515	9,260,017

14款 国庫支出金

1項 国庫負担金

1 民生費国庫負担金	1,634,626	5,788	1,640,414
計	1,681,026	5,788	1,686,814

14款 国庫支出金

2項 国庫補助金

2 民生費国庫補助金	125,808	△ 3,555	122,253
3 衛生費国庫補助金	30,225	794	31,019
5 土木費国庫補助金	285,160	△ 107,679	177,481
計	1,015,425	△ 110,440	904,985

15款 県支出金

2項 県補助金

2 民生費県補助金	147,362	10,681	158,043
3 衛生費県補助金	79,344	△ 4,896	74,448
4 農林水産業費県補助金	990,209	12,884	1,003,093
計	1,692,691	18,669	1,711,360

(単位 : 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 地方交付税	22,515	特別交付税 22,515

2 児童福祉費負担金	5,788	児童扶養手当給付費負担金 5,788

1 社会福祉費補助金	△ 3,627	プレミアム付商品券事務費補助金 △ 3,627
2 児童福祉費補助金	72	子ども子育て支援交付金 72
1 保健衛生費補助金	794	母子保健情報連携システム改修事業 794
1 道路事業費補助金	△ 116,679	社会資本整備総合交付金 △ 116,679
2 住宅費補助金	9,000	社会資本整備総合交付金 9,000

1 社会福祉費補助金	10,609	重度訪問介護等の利用促進に係る市町支援事業補助金 10,609
3 児童福祉費補助金	72	子ども子育て支援交付金 72
2 清掃費補助金	△ 4,896	海岸漂着物地域対策推進事業補助金 △ 4,896
1 農業費補助金	11,552	多面的機能支払交付金 △ 5,142
		畜産競争力強化対策整備事業補助金 8,069
		儲かるながさき水田経営育成支援事業補助金 787
		人・農地プラン支援事業費補助金 177
		強い農業・担い手づくり総合支援交付金 3,851
		放牧場整備支援事業補助金 25
		中山間地域等直接支払制度事業費補助金 △ 137
		ながさき鳥獣被害防止総合対策事業費補助金 210
		新構造改善加速化支援事業補助金 3,712
3 水産業費補助金	1,332	漁港機能増進事業補助金 1,332

15款 県支出金

3項 県委託金

目	補正前の額	補正額	計
1 総務費県委託金	78,675	70	78,745
計	128,977	70	129,047

16款 財産収入

2項 財産売払収入

1 不動産売払収入	2	2,397	2,399
計	42,592	2,397	44,989

18款 繰入金

1項 基金繰入金

1 基金繰入金	3,567,637	△ 189,400	3,378,237
計	3,567,637	△ 189,400	3,378,237

19款 繰越金

1項 繰越金

1 繰越金	411,211	64,634	475,845
計	411,211	64,634	475,845

20款 諸収入

4項 雑入

2 雑入	360,717	2,867	363,584
計	364,878	2,867	367,745

21款 市債

1項 市債

1 辺地対策事業債	265,000	2,700	267,700
2 過疎対策事業債	911,500	1,000	912,500
3 合併特例事業債	275,800	89,800	365,600

(単位 : 千円)

節		説明
区分	金額	
4 統計調査費委託金	70	経済センサス費委託金 70

1 土地建物売払収入	2,397	土地売払収入 2,397

2 減債基金繰入金	300,000	減債基金繰入金 300,000
5 ふるさと応援基金繰入金	3,800	ふるさと応援基金繰入金 3,800
8 合併振興基金繰入金	△ 493,200	合併振興基金繰入金 △ 493,200

1 繰越金	64,634	前年度繰越金 64,634

1 雑入	2,867	市有物件補償金	1,218
		公営住宅火災共済助成金	1,250
		農地中間管理機構業務委託費	7
		市有建物災害共済金	392

1 辺地対策事業債	2,700	辺地対策事業 2,700
1 過疎対策事業債	1,000	過疎対策事業 1,000
1 合併特例事業債	89,800	合併特例事業 89,800

15県支出金 - 21市債

21款 市債

1項 市債

目	補正前の額	補正額	計
5 商工債	75,400	△ 38,600	36,800
6 土木債	175,800	22,200	198,000
7 消防債	115,000	△ 31,200	83,800
計	2,266,000	45,900	2,311,900

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 一般補助施設整備等事業債	△ 38,600	一般補助施設整備等事業債 △ 38,600
1 自然災害防止事業債	△ 1,600	自然災害防止事業 △ 1,600
2 公営住宅建設事業債	23,800	公営住宅建設事業 23,800
1 緊急防災・減災事業債	△ 31,200	緊急防災・減災事業 △ 31,200

3. 歳出

1款 議会費

1項 議会費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
1 議会費	139,679	472	140,151	0	0	0
計	139,679	472	140,151	0	0	0

2款 総務費

1項 総務管理費

1 一般管理費	923,951	22,085	946,036	100	0	0
5 財産管理費	509,817	864	510,681	0	89,800	0
6 企画費	923,499	1,499	924,998	0	0	3,800
7 情報管理費	1,333,535	△481,474	852,061	0	0	△492,808

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源	472 1 報酬	68	議員報酬 68
	2 給料	19	一般職給 19
	3 職員手当等	346	期末手当 4
			勤勉手当 74
			議員期末手当 268
4 共済費	39	一般職共済組合負担金 39	
472			

21,985	2 給料	263	一般職給 263
	3 職員手当等	21,794	時間外勤務手当 20,600
			期末手当 53
			勤勉手当 1,058
			特別職期末手当 83
	4 共済費	△5,524	一般職共済組合負担金 △3,817
			労働保険料 嘱託職員分 △1,226
			臨時職員分 △481
	9 旅費	700	普通旅費 700
11 需用費	4,700	修繕料 4,700	
12 役務費	102	運搬料 102	
△88,936	19 負担金補助及び交付金	50	負担金
			職員採用統一試験 50
△2,301	12 役務費	864	自動車損害保険料 410
			建物災害保険料 454
△2,301	1 報酬	△2,000	嘱託職員報酬 △2,000
	4 共済費	△390	社会保険料 嘱託職員分 △390
			19 負担金補助及び交付金
11,334	2 給料	18	一般職給 18
	3 職員手当等	74	勤勉手当 74
	4 共済費	720	一般職共済組合負担金 720
	7 賃金	△1,483	事務雇賃金 △1,483

1議会費 - 2総務費

2款 総務費

1項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
8 地区事務所 費	35,602	69	35,671	0	0	0
計	4,674,008	△456,957	4,217,051	100	89,800	△489,008

2款 総務費

2項 徴税费

1 税務総務費	173,703	869	174,572	0	0	0
計	217,584	869	218,453	0	0	0

2款 総務費

3項 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基 本台帳費	58,939	391	59,330	0	0	0
計	58,939	391	59,330	0	0	0

(単位：千円)

内 訳	節		説 明	
	区 分	金 額		
一般財源	9 旅費	389	普通旅費	389
	11 需用費	3,220	燃料費	△60
			印刷製本費	△720
			修繕料	4,000
	12 役務費	△1,270	郵便料	△1,440
			弁護士相談手数料	170
	13 委託料	△444,796	弁護士相談業務	5,335
			システム保守	△389
システム改修業務			△599,742	
電気通信システム等移行業務			150,000	
14 使用料及び賃借料	△198	船車借上料	△198	
15 工事請負費	6,182	インフラ等整備工事		
18 備品購入費	△44,330	機械器具費		
69	7 賃金	69	事務雇賃金	69
△57,849				

869	2 給料	162	一般職給	162
	3 職員手当等	357	期末手当	33
			勤勉手当	324
4 共済費	350	一般職共済組合負担金	350	
869				

391	2 給料	88	一般職給	88
	3 職員手当等	232	住居手当	111
			期末手当	18
勤勉手当			103	
4 共済費	71	一般職共済組合負担金	71	
391				

2総務費

2款 総務費

4項 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
1 選挙管理委員会費	6,724	24	6,748	0	0	0
3 長崎県議会議員選挙費	10,027	△5,464	4,563	0	0	0
4 参議院議員選挙費	24,458	△1,499	22,959	0	0	0
計	45,135	△6,939	38,196	0	0	0

2款 総務費

5項 統計調査費

2 基幹統計調査費	10,743	70	10,813	70	0	0
計	10,783	70	10,853	70	0	0

2款 総務費

6項 監査委員費

1 監査委員費	18,511	58	18,569	0	0	0
計	18,511	58	18,569	0	0	0

3款 民生費

1項 社会福祉費

1 社会福祉総務費	1,549,516	△3,304	1,546,212	6,982	0	0
-----------	-----------	--------	-----------	-------	---	---

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源	24	3 職員手当等	15 勤勉手当 15
		4 共済費	9 一般職共済組合負担金 9
△5,464	3 職員手当等	△5,464	時間外勤務手当 △5,464
△1,499	3 職員手当等	△1,499	時間外勤務手当 △1,499
△6,939			

0	1 報酬	449	非常勤職員等報酬 調査員報酬 449
	7 賃金	△410	事務雇賃金 △410
	9 旅費	144	普通旅費 144
	11 需用費	△113	消耗品費 △53 印刷製本費 △60
0			

58	2 給料	10	一般職給 10
	3 職員手当等	40	期末手当 2
			勤勉手当 38
4 共済費	8	一般職共済組合負担金 8	
58			

△10,286	2 給料	28	一般職給 28
	3 職員手当等	227	期末手当 4
			勤勉手当 223
	4 共済費	46	一般職共済組合負担金 46
	7 賃金	11	事務雇賃金 11
13 委託料	△3,627	システム改修業務 △3,627	

2総務費 - 3民生費

3款 民生費

1項 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
2 社会福祉施設費	140,479	2,232	142,711	0	0	0
3 老人福祉費	124,034	63	124,097	0	0	0
4 国民健康保険事業費	361,496	200	361,696	0	0	0
5 介護保険事業費	631,292	△1,706	629,586	0	0	0
6 老人福祉施設費	323,380	△4,068	319,312	0	0	0
計	3,663,249	△6,583	3,656,666	6,982	0	0

(単位：千円)

内 訳	節		説 明	
	区 分	金 額		
一般財源				
	23 償還金利子及び割引料	11	国庫支出金精算返納金	11
2,232	2 給料	8	医療職給	8
	3 職員手当等	72	期末手当	1
			勤勉手当	71
	4 共済費	30	一般職共済組合負担金	30
	11 需用費	2,122	修繕料	2,122
63	13 委託料	63	民生費委託料 外出支援サービス事業	63
200	2 給料	77	一般職給	77
	3 職員手当等	103	期末手当	15
			勤勉手当	88
	4 共済費	20	一般職共済組合負担金	20
△1,706	1 報酬	△1,515	嘱託職員報酬	△1,515
	2 給料	18	一般職給	18
	3 職員手当等	57	期末手当	4
			勤勉手当	53
	4 共済費	△287	一般職共済組合負担金 社会保険料 嘱託職員分	11 △298
	23 償還金利子及び割引料	21	県支出金精算返納金	21
△4,068	1 報酬	6,953	嘱託職員報酬	6,953
	2 給料	△2,095	一般職給 医療職給	△684 △1,411
	3 職員手当等	77	通勤手当	△25
			期末手当	△167
			勤勉手当	269
	4 共済費	513	一般職共済組合負担金 社会保険料 嘱託職員分	△293 806
	7 賃金	△9,516	看護師雇賃金 調理員雇賃金 介護員雇賃金	696 192 △10,404
△13,565				

3民生費

3款 民生費

2項 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
1 児童福祉総務費	128,655	△2,556	126,099	144	0	0
2 児童措置費	900,571	17,627	918,198	5,788	0	0
4 保育所費	693,541	365	693,906	0	0	0
計	1,735,540	15,436	1,750,976	5,932	0	0

3款 民生費

3項 生活保護費

1 生活保護総務費	107,620	358	107,978	0	0	0
-----------	---------	-----	---------	---	---	---

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源 △2,700	1 報酬	△2,451	嘱託職員報酬 △2,451
	2 給料	37	一般職給 28
			医療職給 9
	3 職員手当等	△70	扶養手当 39
			期末手当 25
			勤勉手当 106
			児童手当 △240
4 共済費	△285	一般職共済組合負担金 97	
		社会保険料 嘱託職員分 △382	
13 委託料	213	民生費委託料 病児保育 213	
11,839	20 扶助費	17,364	児童扶養手当 17,364
	23 償還金利子及 び割引料	263	国庫支出金精算返納金 104
			県支出金精算返納金 158
過誤納還付金 1			
365	2 給料	123	一般職給 123
			3 職員手当等
	通勤手当 25		
	期末手当 △437		
	勤勉手当 187		
4 共済費	48	一般職共済組合負担金 △78	
		公立学校共済組合負担金 126	
23 償還金利子及 び割引料	56	国庫支出金精算返納金 22	
		県支出金精算返納金 33	
		過誤納還付金 1	
9,504			

358	2 給料	20	一般職給 20
	3 職員手当等	93	期末手当 3
			勤勉手当 200
			児童手当 △110

3民生費

3款 民生費

3項 生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
計	890,247	358	890,605	0	0	0

4款 衛生費

1項 保健衛生費

1 保健衛生総務費	601,265	7,859	609,124	794	0	0
3 環境衛生費	104,572	△5,440	99,132	△4,896	0	0
4 病院費	499,835	974	500,809	0	0	0
計	1,286,029	3,393	1,289,422	△4,102	0	0

4款 衛生費

2項 清掃費

1 清掃総務費	95,202	164	95,366	0	0	0
2 塵芥処理費	553,409	1,200	554,609	0	0	0

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源	4 共済費	39	一般職共済組合負担金 39
	7 賃金	34	事務雇賃金 34
	11 需用費	172	修繕料 172
358			

7,065	2 給料	54	一般職給 54
	3 職員手当等	252	期末手当 11
			勤勉手当 241
	4 共済費	50	一般職共済組合負担金 50
13 委託料	7,503	システム整備業務	
		健康管理システム整備業務 7,503	
△544	7 賃金	120	事務雇賃金 △84
			労務雇賃金 204
	9 旅費	△120	費用弁償 △120
13 委託料	△5,440	海岸漂着ごみ処理	
		△5,440	
974	8 報償費	90	謝礼金 60
			賞賜品代 30
	11 需用費	840	消耗品費 80
			食糧費 680
			印刷製本費 80
12 役務費	34	郵便料 25	
		筆耕料 9	
14 使用料及び賃借料	10	船車借上料 10	
7,495			

164	2 給料	24	一般職給 24
	3 職員手当等	117	期末手当 3
			勤勉手当 114
4 共済費	23	一般職共済組合負担金 23	
1,200	11 需用費	1,200	光熱水費 1,200

3民生費 - 4衛生費

4款 衛生費

2項 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
3 し尿処理費	179,981	8,200	188,181	0	0	0
4 合併処理浄化槽設置整備費	90,295	51	90,346	0	0	0
計	918,887	9,615	928,502	0	0	0

5款 農林水産業費

1項 農業費

1 農業委員会費	46,131	102	46,233	0	0	0
2 農業総務費	104,959	△1,265	103,694	0	0	0
3 農業振興費	206,808	18,009	224,817	8,637	0	7
4 畜産業費	450,306	7,338	457,644	8,094	0	0

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源			
8,200	11 需用費	8,200	消耗品費 7,000 光熱水費 1,200
51	3 職員手当等	43	勤勉手当 43
	4 共済費	8	一般職共済組合負担金 8
9,615			

102	2 給料	10	一般職給 10
	3 職員手当等	59	期末手当 3
			勤勉手当 56
4 共済費	33	一般職共済組合負担金 33	
△1,265	2 給料	△2,186	一般職給 △2,186
	3 職員手当等	△400	期末手当 △424
			勤勉手当 △66 児童手当 90
4 共済費	1,321	一般職共済組合負担金 1,321	
9,365	7 賃金	7	事務雇賃金 7
	13 委託料	7,311	農林水産業費委託料 タイワンリス捕獲 6,572 タイワンリス捕獲(補助) 739
			農林水産業費補助金 新規就農独立支援事業 1,200 新構造改善加速化支援事業 4,641 儲かるながさき水田経営育成支援事業 946 強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業 3,904
19 負担金補助及び交付金	10,691		
△756	2 給料	85	一般職給 17
			医療職給 68
	3 職員手当等	△15	扶養手当 △198
			住居手当 182
期末手当 △145 勤勉手当 146			
4 共済費	△798	一般職共済組合負担金 △798	

4衛生費 - 5農林水産業費

5款 農林水産業費
1項 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
5 農地費	539,621	△6,440	533,181	△5,279	0	0
計	1,347,825	17,744	1,365,569	11,452	0	7

5款 農林水産業費
3項 水産業費

1 水産業総務費	134,065	434	134,499	0	0	0
2 水産業振興費	539,695	34	539,729	0	0	0
3 漁港管理費	34,381	1,481	35,862	0	0	0
4 漁港漁場整備費	321,899	1,800	323,699	1,332	400	0
5 漁業集落環境整備費	78,835	1,057	79,892	0	0	0
計	1,108,875	4,806	1,113,681	1,332	400	0

6款 商工費
1項 商工費

1 商工総務費	137,666	2	137,668	0	0	0
---------	---------	---	---------	---	---	---

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源			
	19 負担金補助及び交付金	8,066	農林水産業費補助金 畜産競争力強化対策整備事業 7,981 近代化施設等整備事業 25 畜産防疫対策事業 60
△1,161	9 旅費	17	普通旅費 17
	11 需用費	△80	印刷製本費 △80
	12 役務費	△57	郵便料 △57
	19 負担金補助及び交付金	△6,320	交付金 多面的機能支払交付金 △6,320
6,285			

434	2 給料	22	一般職給 22
	3 職員手当等	247	期末手当 4 勤勉手当 113 児童手当 130
	4 共済費	165	一般職共済組合負担金 165
34	7 賃金	34	事務雇賃金 34
1,481	13 委託料	421	調査業務 421
	19 負担金補助及び交付金	1,060	負担金 県営漁港事業 1,060
68	15 工事請負費	1,800	インフラ等改修工事 漁港・港湾施設改修工事
1,057	28 繰出金	1,057	下水道事業特別会計繰出金（漁業集落） 1,057
3,074			

2	2 給料	74	一般職給 74
	3 職員手当等	303	期末手当 17 勤勉手当 286
	4 共済費	△375	一般職共済組合負担金 △375

5農林水産業費 - 6商工費

6款 商工費

1項 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
4 観光費	571,442	3,367	574,809	0	△38,600	0
5 福岡事務所費	33,241	△2,086	31,155	0	0	0
計	1,123,608	1,283	1,124,891	0	△38,600	0

7款 土木費

1項 土木管理費

1 土木総務費	158,579	628	159,207	0	0	0
計	158,579	628	159,207	0	0	0

7款 土木費

2項 道路橋りょう費

2 道路橋りょう維持費	205,152	2,250	207,402	0	0	0
-------------	---------	-------	---------	---	---	---

(単位：千円)

内 訳	節		説 明		
	区 分	金 額			
一般財源	41,967	9 旅費	519	普通旅費	519
		11 需用費	50	修繕料	50
		12 役務費	73	電話料	16
				運搬料	50
				作業手数料	7
		14 使用料及び賃借料	1,493	事務所等借上料	1,493
		18 備品購入費	132	庁用器具費	
	19 負担金補助及び交付金	1,100	商工費補助金 島外スポーツ団体誘致事業	1,100	
△2,086	1 報酬	△2,327	嘱託職員報酬	△2,327	
	4 共済費	△223	社会保険料		
			嘱託職員分	△223	
	9 旅費	81	普通旅費	81	
	12 役務費	100	運搬料	100	
14 使用料及び賃借料	283	事務所等借上料	283		
39,883					

628	2 給料	105	一般職給	105
	3 職員手当等	408	期末手当	20
			勤勉手当	318
			児童手当	70
4 共済費	115	一般職共済組合負担金	115	
628				

2,250	11 需用費	250	光熱水費	250
	14 使用料及び賃借料	2,000	機械類借上料	2,000

6商工費 - 7土木費

7款 土木費

2項 道路橋りょう費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
3 道路橋りょう新設改良費	682,369	△151,066	531,303	△116,679	△29,600	0
計	887,550	△148,816	738,734	△116,679	△29,600	0

7款 土木費

3項 河川費

2 急傾斜地崩壊対策費	41,894	0	41,894	0	△1,600	0
計	56,368	0	56,368	0	△1,600	0

7款 土木費

5項 都市計画費

1 都市計画総務費	18,184	50	18,234	0	0	0
計	78,743	50	78,793	0	0	0

7款 土木費

6項 下水道費

1 公共下水道費	138,551	2,550	141,101	0	1,000	0
計	138,551	2,550	141,101	0	1,000	0

7款 土木費

7項 住宅費

2 住宅建設費	219,840	26,850	246,690	9,000	23,800	1,250
---------	---------	--------	---------	-------	--------	-------

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源	7 賃金	34	事務雇賃金 34
	13 委託料	△19,000	測量設計業務 測量設計業務（インフラ資産・工作物）△19,000
	15 工事請負費	△91,900	インフラ等整備工事 道路改良工事（補助） 道路改良工事（起債）
	17 公有財産購入費	△6,200	土地購入費 土地購入費（インフラ資産） △6,200
	22 補償補填及び賠償金	△34,000	補償費 △33,500 電柱移設替補償費 △500
△2,537			

1,600	13 委託料	△833	測量設計業務 測量設計業務（インフラ資産・工作物） △833
	15 工事請負費	833	防災対策工事 急傾斜地崩壊対策工事
1,600			

50	11 需用費	50	光熱水費 50
50			

1,550	28 繰出金	2,550	下水道事業特別会計繰出金（公共下水） 2,550
1,550			

△7,200	13 委託料	350	設計業務
--------	--------	-----	------

7土木費

7款 土木費

7項 住宅費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
計	314,586	26,850	341,436	9,000	23,800	1,250

8款 消防費

1項 消防費

1 常備消防費	513,804	10,567	524,371	0	1,900	0
3 消防施設費	153,845	0	153,845	0	△1,200	0
計	810,861	10,567	821,428	0	700	0

9款 教育費

1項 教育総務費

2 事務局費	243,629	△1,408	242,221	0	0	0
3 教育指導費	57,885	699	58,584	0	0	0

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源			設計業務（事業用資産・建物） 350
	15 工事請負費	26,500	施設設備等改修工事 公営住宅改修工事
△7,200			

8,667	2 給料	714	一般職給 714
	3 職員手当等	4,935	扶養手当 164
			住居手当 180
			通勤手当 72
			時間外勤務手当 3,300
			夜間勤務手当 △700
休日勤務手当 700			
期末手当 219			
勤勉手当 1,000			
4 共済費	2,485	一般職共済組合負担金 2,485	
12 役務費	600	電話料 600	
15 工事請負費	1,833	施設整備工事	
1,200		(財源調整)	
9,867			

△1,408	2 給料	△2,157	一般職給 △2,157
	3 職員手当等	△224	期末手当 △420
			勤勉手当 △37
			児童手当 200
			特別職期末手当 33
	4 共済費	△118	一般職共済組合負担金 △118
7 賃金	89	事務雇賃金 89	
12 役務費	1,002	電話料 1,002	
699	1 報酬	520	嘱託職員報酬 520
	4 共済費	179	社会保険料 嘱託職員分 179

7土木費 - 9教育費

9款 教育費

1項 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
計	303,144	△709	302,435	0	0	0

9款 教育費

2項 小学校費

1 学校管理費	357,250	16,000	373,250	0	0	0
計	453,430	16,000	469,430	0	0	0

9款 教育費

4項 幼稚園費

1 幼稚園費	204,858	△874	203,984	0	0	0
計	204,858	△874	203,984	0	0	0

9款 教育費

5項 社会教育費

1 社会教育総務費	60,068	320	60,388	0	0	0
6 文化財保護費	246,837	72	246,909	0	0	0
計	552,367	392	552,759	0	0	0

9款 教育費

6項 保健体育費

1 保健体育総務費	115,877	6,082	121,959	0	0	0
計	115,877	6,082	121,959	0	0	0

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源			
△709			

16,000	15 工事請負費	16,000	施設設備等改修工事
16,000			

△874	2 給料	90	一般職給	90
	3 職員手当等	△806	期末手当	△601
			勤勉手当	△205
4 共済費	△158	公立学校共済組合負担金	△158	
△874				

320	2 給料	33	一般職給	33
	3 職員手当等	236	期末手当	7
			勤勉手当	129
			児童手当	100
4 共済費	51	一般職共済組合負担金	51	
72	3 職員手当等	60	勤勉手当	60
	4 共済費	12	一般職共済組合負担金	12
392				

6,082	7 賃金	558	事務雇賃金	558
	11 需用費	550	修繕料	550
	18 備品購入費	4,800	機械器具費	
	19 負担金補助及び交付金	174	教育費補助金 各種スポーツ全国大会等出場費	174
6,082				

9教育費

9款 教育費

7項 学校給食費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
1 学校給食費	204,039	15	204,054	0	0	0
計	204,039	15	204,054	0	0	0

11款 公債費

1項 公債費

1 元金	2,696,275	366,249	3,062,524	0	0	0
計	2,844,442	366,249	3,210,691	0	0	0

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源	3 職員手当等	7	7 勤勉手当 7
	4 共済費	8	8 一般職共済組合負担金 8
15			

366,249	23 償還金利子及び割引料	366,249	地方債元金償還金 49 地方債繰上償還金 366,200
366,249			

給 与 費 明 細 書

1. 特別職

一 般 会 計
(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費					共済費	合 計	備 考	
		報 酬	給 料	年間支給率 期末手当	その他 の手当	計				
補正後	長 等	3		24,192	3.40月分 7,884	2,181	34,257	6,085	40,342	
	議 員	15	55,928		3.40月分 18,202		74,130	20,134	94,264	
	その他	2,587	657,181				657,181	88,265	745,446	
	計	2,605	713,109	24,192	26,086	2,181	765,568	114,484	880,052	
補正前	長 等	3		24,192	3.35月分 7,768	2,181	34,141	6,085	40,226	
	議 員	15	55,860		3.35月分 17,934		73,794	20,134	93,928	
	その他	2,583	657,552				657,552	89,799	747,351	
	計	2,601	713,412	24,192	25,702	2,181	765,487	116,018	881,505	
比 較	長 等				116		116		116	
	議 員		68		268		336		336	
	その他	4	△ 371				△ 371	△ 1,534	△ 1,905	
	計	4	△ 303		384		81	△ 1,534	△ 1,453	

2. 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区分	職員数	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	395		1,457,316	1,022,503	2,479,819	496,166	2,975,985	
補正前	395		1,461,672	1,001,073	2,462,745	495,966	2,958,711	
比較			△ 4,356	21,430	17,074	200	17,274	

(単位：千円)

区分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当	休日勤務手当	管理職手当
	補正後	59,342	12,289	19,878	29,713	94,058	2,324	924	7,208	17,432
補正前	59,109	11,816	19,806	29,713	77,121	2,324	924	7,908	16,732	30,924
比較	233	473	72		16,937			△ 700	700	

区分	期末手当	勤勉手当	児童手当	退職手当	調整手当	特地勤務手当	教員特別手当	単身赴任手当		職員手当合計
補正後	345,888	241,863	33,195	122,017	1,100	3,252	546	721		1,022,674
補正前	347,636	236,775	32,820	122,017	1,100	3,252	546	721		1,001,244
比較	△ 1,748	5,088	375							21,430

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	△ 4,356	給与改定に伴う 増減分	2,200	給与改定に伴う分 2,200	平均改定率 0.10%
		昇給に伴う 増加分			
		その他の増減分	△ 6,556	職員の異動等に伴う分 △ 6,556	
職員手当	21,430	給与改定に伴う 増減分	758	給与改定に伴う分 期末手当 442 勤勉手当 316	12月支給率の改定 0.925→0.975
		制度改正に伴う 増減分	6,377	制度改正に伴う分 勤勉手当 6,377	
		その他の増減分	14,295	職員の異動等に伴う分 扶養手当 233 住居手当 473 通勤手当 72 時間外勤務手当 16,937 夜間勤務手当 △ 700 休日勤務手当 700 期末手当 △ 2,190 勤勉手当 △ 1,605 児童手当 375	

地方債の前々年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1. 普通債	20,060,094	19,760,608	4,033,700	2,266,206	21,528,102
(1) 総務	137,152	124,878	0	12,528	112,350
(2) 民生	43,607	42,875	0	3,866	39,009
(3) 衛生	0	0	0	0	0
(4) 農林水産	1,528,249	1,310,117	4,100	195,121	1,119,096
(5) 商工	42,600	61,700	36,800	448	98,052
(6) 土木	654,865	558,206	28,400	93,176	493,430
(7) 公営住宅	587,838	691,111	244,900	63,698	872,313
(8) 消防	3,300	64,800	83,800	0	148,600
(9) 教育	606,569	686,990	296,900	26,078	957,812
(10) 辺地	1,812,845	1,752,739	356,200	256,668	1,852,271
(11) 過疎	6,007,179	6,260,337	1,077,300	681,990	6,655,647
(12) 合併特例	8,635,890	8,206,855	1,905,300	932,633	9,179,522
2. 災害復旧債	286,769	444,207	214,500	28,098	630,609
(1) 補助	101,660	216,850	75,600	10,770	281,680
(2) 単独	185,109	227,357	138,900	17,328	348,929
3. その他	6,729,699	6,814,619	367,900	768,220	6,414,299
(1) 臨時財政対策債	6,729,699	6,814,619	367,900	768,220	6,414,299
(2) 減税補てん債	0	0	0	0	0
(3) 臨時税収 補てん債	0	0	0	0	0
合 計	27,076,562	27,019,434	4,616,100	3,062,524	28,573,010

令和元年度

国民健康保険事業特別会計補正予算書
(第2号)

壱 岐 市

議案第49号

令和元年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和元年度壱岐市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,200 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,059,663 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年12月4日提出

壱岐市長 白川博一

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 : 千円)

歳 入	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
4 県支出金		2,932,251	5,200	2,937,451
	1 県補助金	2,932,250	5,200	2,937,450
歳 入	合 計	4,054,463	5,200	4,059,663

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
2 保険給付費		2,872,482	5,200	2,877,682
	1 療養諸費	2,454,854	5,200	2,460,054
歳 出	合 計	4,054,463	5,200	4,059,663

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 県支出金	2,932,251	5,200	2,937,451
歳入合計	4,054,463	5,200	4,059,663

歳 出

款	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費	2,872,482	5,200	2,877,682
歳 出 合 計	4,054,463	5,200	4,059,663

(単位 : 千円)

補 正 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
5,200	0	0	0
5,200	0	0	0

2. 歳入

4款 県支出金

1項 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
1 保険給付費等交付金	2,932,250	5,200	2,937,450
計	2,932,250	5,200	2,937,450

(単位 : 千円)

節		説明
区分	金額	
1 普通交付金	5,200	普通交付金 5,200

3. 歳出

2款 保険給付費

1項 療養諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
3 一般被保険者療養費	12,891	5,200	18,091	5,200	0	0
計	2,454,854	5,200	2,460,054	5,200	0	0

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源			
0	19 負担金補助及び交付金	5,200	一般被保険者療養費 5,200
0			

令和元年度

下水道事業特別会計補正予算書
(第2号)

壱 岐 市

議案第50号

令和元年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第2号）

令和元年度壱岐市の下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,607千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ339,778千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和元年12月4日提出

壱岐市長 白川博一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
5 繰入金		217,386	3,607	220,993
	1 一般会計繰入金	217,386	3,607	220,993
8 市債		16,100	1,000	17,100
	1 市債	16,100	1,000	17,100
歳 入	合 計	335,171	4,607	339,778

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
1 下水道事業費		227,238	3,550	230,788
	1 管理費	69,536	1,450	70,986
	2 施設整備費	81,187	2,100	83,287
2 漁業集落排水整備事業費		107,733	1,057	108,790
	1 管理費	51,480	912	52,392
	3 公債費	45,873	145	46,018
歳 出	合 計	335,171	4,607	339,778

第2表 地方債補正

1. 変更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業債	16,100	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借換えを行うことができる。	17,100	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借換えを行うことができる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位 : 千円)

款	補正前の額	補正額	計
5 繰入金	217,386	3,607	220,993
8 市債	16,100	1,000	17,100
歳入合計	335,171	4,607	339,778

歳 出

款	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業費	227,238	3,550	230,788
2 漁業集落排水整備事業費	107,733	1,057	108,790
歳 出 合 計	335,171	4,607	339,778

(単位 : 千円)

補 正 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
0	1,000	2,550	0
0	0	1,057	0
0	1,000	3,607	0

2. 歳入

5款 繰入金

1項 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1 一般会計繰入金	217,386	3,607	220,993
計	217,386	3,607	220,993

8款 市債

1項 市債

1 下水道事業債	16,100	1,000	17,100
計	16,100	1,000	17,100

(単位 : 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 一般会計繰入金	3,607	一般会計繰入金 (公共下水)	2,550
		一般会計繰入金 (漁業集落)	1,057

1 下水道事業債	1,000	公共下水道事業	1,000

3. 歳出

1款 下水道事業費

1項 管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
2 施設管理費	46,139	1,450	47,589	0	0	1,450
計	69,536	1,450	70,986	0	0	1,450

1款 下水道事業費

2項 施設整備費

1 施設整備費	81,187	2,100	83,287	0	1,000	1,100
計	81,187	2,100	83,287	0	1,000	1,100

2款 漁業集落排水整備事業費

1項 管理費

1 一般管理費	17,373	912	18,285	0	0	912
計	51,480	912	52,392	0	0	912

2款 漁業集落排水整備事業費

3項 公債費

2 利子	12,612	145	12,757	0	0	145
計	45,873	145	46,018	0	0	145

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源	0 11 需用費	100	光熱水費 100
	12 役務費	30	電話料 30
	13 委託料	520	汚泥収集運搬処分業務 520
	15 工事請負費	800	インフラ等整備工事 新設公共枡設置工事
0			

0	7 賃金	6	事務雇賃金 6
	12 役務費	△6	事務処理手数料 △6
	15 工事請負費	2,100	インフラ等整備工事 下水道整備工事（補助）
0			

0	27 公課費	912	消費税納付金 912
0			

0	23 償還金利息及 び割引料	145	地方債利息償還金 145
0			

下水道事業費特別会計

地方債の前々年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1. 公営企業債	1,848,960	1,781,845	21,800	91,235	1,712,410
(1) 下水道	1,017,959	976,572	21,800	57,974	940,398
(2) 漁業集落排水	831,001	805,273	0	33,261	772,012
合 計	1,848,960	1,781,845	21,800	91,235	1,712,410

令和元年度

壱岐市水道事業会計補正予算書

(第2号)

壱 岐 市

議案第51号

令和元年度壱岐市水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和元年度壱岐市水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和元年度壱岐市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（支 出）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款 水道事業費用	858,931千円	4,119千円	863,050千円
第1項 営業費用	789,030千円	4,119千円	793,149千円

第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額178,532千円は当年度分消費税資本的収支調整額12,287千円、過年度分損益勘定留保資金166,245千円」を「不足する額179,182千円は当年度分消費税資本的収支調整額12,314千円、過年度分損益勘定留保資金166,868千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（支 出）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款 資本的支出	373,861千円	650千円	374,511千円
第1項 建設改良費	145,954千円	350千円	146,304千円
第2項 資産購入費	24,681千円	300千円	24,981千円

令和元年12月4日提出

壱岐市長 白 川 博 一

補正予算（第2号）に関する説明書

令和元年度 壱岐市水道事業会計予算実施計画（補正第2号）

収益的支出

支 出

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 水道事業費用			858,931	4,119	863,050
	1 営業費用		789,030	4,119	793,149
		1 原水及び浄水費	131,141	2,818	133,959
		3 総係費	79,453	1,301	80,754

資本的支出

支 出

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的支出			373,861	650	374,511
	1 建設改良費		145,954	350	146,304
		1 水道施設建設改良費	145,954	350	146,304
	2 資産購入費		24,681	300	24,981
		1 有形固定資産購入費	24,681	300	24,981

令和元年度 老岐市水道事業予定貸借対照表

(令和2年3月31日)

		資 産 の 部			
		円	円	円	円
1	固定資産				
	(1) 有形固定資産				
	イ 土地		65,760,145		
	ロ 建物	184,587,902			
	減価償却累計額	<u>40,638,502</u>	143,949,400		
	ハ 構築物	8,350,548,067			
	減価償却累計額	<u>1,955,439,521</u>	6,395,108,546		
	ニ 機械及び装置	1,521,892,808			
	減価償却累計額	<u>585,194,814</u>	936,697,994		
	ホ 車輛及び運搬具	24,266,000			
	減価償却累計額	<u>6,042,000</u>	18,224,000		
	ヘ 工具器具及び備品	9,172,295			
	減価償却累計額	<u>8,692,179</u>	480,116		
	ト 建設仮勘定		<u>129,857,000</u>		
	有形固定資産合計			7,690,077,201	
	(2) 無形固定資産				
	イ ソフトウェア		<u>0</u>		
	無形固定資産合計			<u>0</u>	
	固定資産合計				7,690,077,201
2	流動資産				
	(1) 現金預金		899,284,766		
	(2) 未収金		99,548,835		
	イ 貸倒引当金		59,941,889	39,606,946	
	(3) 貯蔵品			<u>769,770</u>	
	(4) 仮払金			1,106,000	
	流動資産合計				<u>940,767,482</u>
	資産合計				<u><u>8,630,844,683</u></u>

負 債 の 部

円 円 円

3	固定負債		
	(1) 企業債	2,342,494,763	
	(2) 引当金		
	イ 修繕引当金	<u>0</u>	
	固定負債合計		2,342,494,763
4	流動負債		
	(1) 企業債	204,869,152	
	(2) 未払金	27,639,616	
	(3) 引当金	40,007,422	
	イ 賞与引当金	4,217,422	
	ロ 修繕引当金	35,790,000	
	(4) その他流動負債	<u>221,626</u>	
	流動負債合計		<u>272,737,816</u>
5	繰延収益		
	(1) 長期前受金	4,296,675,193	
	(2) 長期前受金収益化累計額	△ 832,308,852	
	繰延収益合計		3,464,366,341
	負債合計		<u>6,079,598,920</u>

資 本 の 部

6	資本金		
	(1) 資本金	2,004,979,742	
	資本金合計		2,004,979,742
7	剰余金		
	(1) 資本剰余金		
	イ 工事負担金	9,302,088	
	ロ 他会計負担金	13,062,456	
	ハ 受贈財産評価額	11,124,887	
	ニ 補助金	<u>11,605,249</u>	
	資本剰余金合計		45,094,680
	(2) 利益剰余金		
	イ 減債積立金	146,766,899	
	ロ 利益積立金	78,264,235	
	ハ 建設改良積立金	206,563,786	
	ニ 当年度未処分利益剰余金	<u>69,576,421</u>	
	利益剰余金合計		<u>501,171,341</u>
	剰余金合計		<u>546,266,021</u>
	資本合計		<u>2,551,245,763</u>
	負債資本合計		<u>8,630,844,683</u>

令和元年度 壱岐市水道事業会計予算実施計画明細書（補正第2号）

収益の支出

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	合計
1 水道事業費			858,931	4,119	863,050
	1 営業費用		789,030	4,119	793,149
		1 原水及び浄水費	131,141	2,818	133,959
		3 総係費	79,453	1,301	80,754

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
3 委託料	△ 7,332	水質検査（全項目）委託料 △ 3,378 水質検査（省略不可項目）委託料 △ 3,954
6 動力費	9,300	水道施設電力料 9,300
7 薬品費	800	浄水用薬品代 800
8 光熱費	50	光熱費 50
3 賃金	73	臨時雇賃金 73
15 負担金	1,228	その他負担金 1,228

資本的支出

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	合 計
1 資本的支出			373,861	650	374,511
	1 建設改良費		145,954	350	146,304
		1 水道施設 建設改良費	145,954	350	146,304
		2 有形固定 資産購入費	24,681	300	24,981

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
3 委託料	300	配給水管布設用地測量業務 300
4 補償金	50	立木等補償費 50
1 土地購入費	300	配給水管布設用地購入費 300